

○倉石国務大臣 産業別労働組合と企
業内労働組合——日本はその労働組合
の発達いたして参りました沿革を見ま
すと、御承知のように、アメリカや英
国のような発生の仕方と違いまして、
企業内労働組合といらものが自然発生
的に出て参りました。今日日本の企業内
労働組合のあり方がどういうふうに
変つていくだろかということについ
ては、学者の間でも、また実際家の間
でもいろいろの見方があります。が、私
どもは、やはりよって来たるところの
淵源が遠くあるわけでありますから、
そり一朝一夕に方向が變るとは思いま
せんし、また企業内組合のよさも日本
の産業の中においてはあると思います
が、今お話をのように、小さな企業の人
たち、これが企業内組合も企業のス
ケールによつてはありますけれども、
なるほどそしつかりしたものはない
い。けれども、そういうことについて
は、やはり一般労働者教育といふもの
が必要であつて、政府がやるべき仕事
としては、労働者はもちろんのこと、
企業を經營する人々、また第三者であ
る一般国民にも、眞に労働者の日本產
業の中に占める役割といふものがどの
程度に重大であるかということの認識
を持つてもらうということが、私は必
要だと心から思つております。口では
民主主義を唱えますけれども、一番民
主主義を理解しておらなければならな
い日本の国会のあり方を見ても、しば
しばわれわれが赤い顔をして外国人に
話さなければならぬような事態も行
われると、うことそれ自体が、日本人全
体に民主主義が浸透しておらない証拠
である。いわんや日常の業務が忙しい
労働者に真に民主主義的労働運動とい

だ、しかしながら少しずつでも国民全体が民主主義教育といふものを身につけて、心から起るほんとうの労働運動、そういうものができるようには政府としてはやはりあらゆる方面から援助し、指導して参りたい、こういうふうに考えております。

○多賀谷委員 大臣の援助し、指導するといふのは、民主主義の教育ですか。どうもそういうふうに聞えるのです。具体的にたとえば中小企業の労働組合の組織率が非常に悪い、また組織化せんとするけれども、不当労働行為といふことなどなかなかましくない、しかも不当労働行為の立証ができる、こういう段階ではやはり地域的にまとまつた職種別組合といいますか、あるいは産業別組合といふのを労働省としては推進をされたらどうですか、こう言っているのですが、そういうことはされないわけですか。ただ、民主主義教育をやられるのですか。それは文部省がやるんじゃないですか。われわれが期待いたしておる健全なる労働運動といふものは、日本民主化の大好きな力であります。従つて労働運動が現実に民主的に行われるようにならなければなりません。まず第一には、国民全體が労働運動といふものに理解をしてもらうような教育をする必要がある。労働協会などもやはりそういう出発から出ておると思います。さらに直接にはやはり正当なる労働運動といふものはどういうものであるかといふ

うな労働教育、これが必要であると存じます。従つて政府もあるいは出版物なり、あるいはその他の方法で、またあるいは現実に、多賀谷さんも御存じのように、このごろ基準協会といふようなものが地方の方にもてきて参りました。これは企業者とそれから労働者と、諸君も一緒に基準法を遵守して、労使双方の福利を増進しよう、という考え方で、これらについても、非常にけつこうであり、われわれは積極的に協力をいたしておるよくなわけではあります。ただ個々の労働者に向つてすみやかに組合を結成せよとかいうふうなことについて、政府としてとかくの干渉がましいことはなすべきではないのであって、基本的に正常なる労働運動といふもののがあり方について、また労働組合を作ることの利益等について、これを啓蒙宣伝するといふことはやつておりますけれども、一つの企業の労働者に向つてどうこうといふふうなことは、やはり政府としてはそこまで干渉しない方がよろしいのではないか、こう考えております。

こういいう仕組みになつてゐる。ですかから、かつて、少くとも昭和二十五年くらいまで労政事務所の末端は、相当積極的に、しかも各所属は熱意を持つて労働行政に当つたが、今日は全く無気力な状態になつてゐる。相談に来れば若干相談に乗るでしようけれども、別に積極的な動きはない。しかも今出されておる退職共済金にいたしましておる、あるいはこの間の業者間協定の賃にしましても、もう少し労働組合の方にて入れをすれば解決する問題ではないか。そちらの方は全然やらないで、ただ業者だけを集めてやろうとうところに問題があるのでないか、こういうふうに考えるわけですが、どういうふうにお考えですか。

事務所のよろな機関には、そういうふうに、その活動を期待して、そういうふうにやつていただきたいと思っております。

○多賀谷委員 労政事務所は地方の機関でありますけれども、しかしこれは労働行政の末端行政になつておるわけであります。でありますからこれは單に、地方自治体だけの問題といわなければいけません。あなたの方の労働行政は、この労政事務所を通じてやることになります。そこで、こういふ組みになつておられるので、から十分考えてやつていただきたい、こういふふうに考えるわけです。

そこで大臣、私は中小企業の労働者の組織の推進ということは、労働行政の一つの大きなテーマとしてやはり推進をし、指導をしていただきたいと存ります。ただいかに業者間協定を作らしても、あるいは退職共済法を作らましても、それだけの熱意があるならば、中小企業労働組合の組織の推進いうことなどうして努力されないか。ここに私は保守党の労働行政の限界があるといふふうに考へるわけです。ですからそれほど考へられるならば、しる労働者の团结を願つて、それによつて解決するといふのが労働行政、いわばオーネックなやり方であるそのこと自体が、これは全く順序転倒しておるのではないかと思うの、転倒しておるのではないかと思うの、転倒しておるのではないかと思うのです。どうなんですか。

○倉石国務大臣 平易な気持で、何とらわれない立場に立つて考えれば私が申し上げておることが一番理解されると思うのです。やはり正常なる効率運動が行われるといふふうなとこ

については、妙な立場にとらわれないで、労働教育というものが必要だ、そし
うして自分たちあるいは団結し、団
結せざるがどういうふうに自分た
ちの利益になるかということについて
の教育は、やはりわれわれが積み重ね
ていくべきである。そこで自主的に考
えを持たれて、そうして自主的に御決
定になることがよろしい。私はそういう
基本的な考え方なんであつて、従つ
て労働組合というものが当然認めら
れ、また労働組合といふのがりっぱ
な活動をなすことによつて国の産業が
発展するのでありますから、そこで今
私が申し上げましたように、基本的な
労働運動、民主的労働運動といふもの
はどうあるべきかといふうことと
も、それぞれの労働者の自覚に待つて
初めたりつばなものができる。そこで
私どもはそういう立場から労働組合運
動を指導していく必要があるといふこ
とを言つておるのであります。

ますと、中小企業、ことに零細企業の経営者それからその組合——組合といふか従業員の人も来ておりますが、ああいりところでしばしば相互に話し合いをしていくことは私は非常にけつこうなことだと思っております。そういうもの一つの例でありますと、先ほどお話しのように、せつかく労政事務所という機関があるのでありまして、社会から何をしているんだと言われる

次に、中小企業労働者は、基準法はありますけれども実際長時間労働で、基準法違反がかなり行われておる。この問題については大臣はどういうふうに処置されんとしておるか、これをお聞かせ願いたい。

れども、労働法的に考えるならば、これは従業員の待遇、労働条件を向上させようという面も出てきておる。そこでこの閉店時刻を規制をする、こういう面も私は基準法を側面から順守する問題ではないかと思うのです。大臣は外国へ行かれてよく御存じの通りで、日曜日であるとか、ある時間以後はほとんど店が締っている。しかし國

とは望ましいこととと思って指導して
きたいと思っております。

○多賀谷委員 中小企業団体の組織
に関する法律の商工組合ですか。

○岩武政府委員 そうでございます。
事業協同組合ではそういう仕事をや
には適当ではございませんから、や
り団体法の商工組合が適当かと思つ
ております。

ような指弾を受けないようにするには、地方はやはり主として中小企業でありますから、その中小企業の今日の実態、同時にまたそれに従事しておられる人々の福利を増進していくにはどうあるべきであるかということについて、啓蒙教育をすることはけつこうなことだと思います。そういう趣旨で、今度できます法律等にも関連して、労政事務所を有効適切に運営できるよう指導して参りたいと思っておりま
す。

にあるべきであると思つております。戦時中統制違反というような事案がござつて、それを犯すとをだれも何とも思わなくなるといふうなことになりますと、法の権威が失われ、社会秩序が乱れることになります。労働基準法ができまして以来日本的一般労働者の体格その他が非常に向上して参つた。それはひとり労働基準法のみの恩典ではないかもしませんが、労働基準法というものはそういう点において相当貢献があつたと思つております。従つて政府の労働基準当局には、できるだけ実情に合うように、労働基準の監督を厳にして——それぞれ小さいところではやりにくくところもありましようけれども、基準法が守られるように、あらゆる努力をさせるように指導しておるわけであります。

民がそういう訓練を得るならば、これは必ずかしいことではないと思ふのです。お互いに隣が起きているから、商売にはならぬのだけれども機械の方も起きていよう、こういう声を下さいぶんと聞く。そこで開店時刻の規制といふことは、何でも今法律でせよといふわけではないのですが、これはなかなかやるべき仕事ではないか。休日、週休制も同じですが、やはり商店街を中心として、そういう運動を起すべきではないかと考えられるわけですが、これについて中小企業庁長官はどうぞ考えになりますか。

○多賀谷委員 商工組合といふのは、不況要件がなければできない一時的組合でしよう。これにあなたの方は、久的な組合のような仕事をさすのでありますか。

○岩武政府委員 不況要件に該当します業種につきましては、商工組合の認立を認めております。そういう組合ができるときにおきまして、調整事業一部として実施することは適当かと思つております。ただし、すべての業種が不況要件に該当するわけではありません。そういうような不況要件が該当せざして認可できない組合については、実際上の申し合せ等によつて行わせるようにしております。お、そういう仕事は、業種別等により商店街地域を限つた範囲内で行わせておる系統でござりますから、そういうの設立についてはなかなかむずかしい問題もございます。むしろ実際上やれる方が適當かと思つております。

〔田中（正）委員長代理退席、藤井委員長代理着席〕

○多賀谷委員 長官の答弁は、初めよりとが違つてはつきりしないのです。商工組合といふのは、私ものこの法律を作るときには小委員の一人として参画したわけです。これは不況要件

件がなくなれば、これは消えていかなければならぬ組合です。消えなければならぬといふ罰則はないであります。その一時的な組合が恒久的な調整をやるのですか。これは適当じやないでしよう。

○岩武政府委員 それは組合の存続中はという意味でございます。

○多賀谷委員 大体あなた方は法律を作るときの精神に違反して運用しておられるから、こういう間違いが起るのであります。これは一時的な組合である、不況要件がなければならぬということを盛んに強調しておつて、法律の明文に書いておつて、現実は恒久的な組合のように取り扱つておる。また中政連も恒久的な組合のように宣伝しておる。中小企業庁もそろ言つておる。これは、そういう考え方が間違つておるのじゃないか。恒久的な恒久的な組合のようにはならないものとのように運営をすべきであろうと想つう。法律では、不況要件がなければ設立の許可をしないことになつておる。その設立の許可をしてはならないものに対して恒久的な調整の仕事をさすと聞いておると思う。私は閉店時刻の調整をいうこと、そういう法の運営が間違つておることは賛成なんです。それは賛成なんだけれども、こういった商工組合にやらすといふ法の運営自体が間違つておりやしないか。あるいは、やっていいけれども、あなたが今困つて答弁されたのかどうかよくわかりませんから、私はそういう法の運営といふのは間違つておるというように考へるのです。

○岩政政府委員 運用の問題につきましても、いろいろな調整事業が考えられるわけでござります。不況事業がどの程度統くかという認定問題もござりますが、が望ましい事業でござりますれば、その組合の存続中にそういう調整事業をさすことは私はむしろ適当かと思つております。組合が不況要件に該当しなくなつて存続しなくなつた場合には、むしろそれが事实上實行として行われる素地も作られるわけでござりますので、私はむしろそういうことはやらしても適当だと思つておりますし、またそういう計画を持って準備をしておるものもあるようでございます。

○多寶谷委員 私は法の運営そのものには賛成できない。そういう立法當時と違つた、また条文と違つた運営をされるということは賛成できない。しかし閉店時刻の調整ということ、これは私はぜひ必要ではないかと思うのです。そういうようにしなければ、今までいきますとわだかな開店をしておかなければならぬ。外國にも商店法的な法律がずいぶんあります。これは、商店従業員の労働時間の規制はむしろ商店法的な考え方でやつた方がいいのだといふ考え方に基いたものであらうと思いますが、ずいぶん外國の立法にもある。日本もかつて商店法といふのは設けたのですが、私は現在の日本の基準法があるのであるのに商店法を設けて、日本の基準法を後退させすという考へはありません。むしろこれはすべきでないと思う。そこで、行政指導として側面からの閉店時刻の規制ということが

必要ではないか、あるいは週休制といふことが必要ではないか。そこで大臣は労働行政の面からどういうようにお考えですか、またどういう対策を持たれておりますか、お聞かせ願いたい。

○**倉石国務大臣** 法の運営をいたして参りますためにフリクションを起さないように、やはりできるだけ実情に合ふように指導いたしたいということでおれわれはまず問屋街等において週休制の奨励をやるとか、そういうことをやっておるわけがありますが、週休制の奨励をいたしましても、もう全国各地でやはり週休制は非常に行われ、最近名古屋に行つてみると、このことについて従業員も経営者も非常な喜びを持っております。そこでそういうふうに実情に合うように、しかも従業員も企業家も双方ともに喜ばれるようにならなければ労働基準法の建前が遂次完全に行われるよう指導をいたしたい。従つて今のお話のような点につきましても、やはり私どもは労働政策の立場から、今申し上げたように、実情に合うようにできるだけ奨励をして実際に移していくようにいたしたい、こういふふうに思つております。

○**多賀谷委員** 週休制のいわば取り組めといいますか、そういうものが行われている実情をちょっと御報告願いたいと思うのです。大体週休制の場合どのくらい月に休みを考えているのがですか。

○**渡谷政府委員** ただいまお尋ねの件について資料がござりますので、それを御報告申し上げますと、地域別業種別に分けてみまして、商店を見ますと、完全一斉週休制をとっているのが

五、月三回一斉休日制が四十七、月二回一斉休日制が五百三十、月一回一斉休日制が八百六十七、合計が千四百四十九といいう数字になつております。それから同業組合で見ますと、業種別に見た場合に、問屋におきましては完全一斉週休制が百四十六、小売商におきまして五十、料理食料店が四、その他四百五十七、月三回一斉休日制は、問屋が三十六、小売商五十八、料理食料店が二、その他二百十六、月二回一斉休日制は、問屋が八十六、小売商が七百、料理食料店が六十七、その他三百四十六、月一回一斉休日制は、問屋が三十二、小売商が千百六、料理食料店が百五、その他が四十九、こういう状態でございます。

○多賀谷委員 完全週休制をとつてゐるところはいいわけですが、月三回、二回、一回の休日制をとつてゐる、ことに一回の休日制をとつてゐるところは、従業員個々ではどういうよう休んでいるのか。

○瀧谷政府委員 私詳細の点承知いたしておりませんので、基準局長を至急呼びましてその上で答弁申し上げたいと思います。

○多賀谷委員 おそらく休日制を月一回とつていることで事足りりとしているのじやないかと思いますが、このことにつきましては後ほど局長が見えてからさらに質問をいたしたいと思ひます。

そこで、ついでに中小企業関係が出ましたから、中小企業政策について中小企業庁長官からお聞かせ願いたいと思うのですが、一体日本の政府には中小企業政策があるか、こういうように考えざるを得ないような状態にある。

たとえば今度出て今審議されておりまして、小売商の特別措置法にしても、なぜ中小企業や同業である購買会やあるいは生協や市場だけの規制をやろうとしているのか、大企業対中小企業の調整をどうしてやらないのか、私は非常に不思議です。今の小売商の脅威というものは、メーカーが直接直売店をどんどん建てて市場に進出してくる、これが一番です。何といってもこれが一番大きな問題です。ところがそのことはやられないで、同業者だけ、同じようなものだけを調整されようとしているところに問題があるのではないか、こういうふうに考えます。あるいは独占禁止法の問題だつてその通りです。大企業の直売といふよくな問題、卸が小売に対して進出してくるという問題あるいは兼業の問題、こういう調整をなぜおやりにならないのか。どうしてこの点が、今まで非常にいろいろ言われましたけれども、政府はお取り上げにならないのか、これを一つ長官からお聞かせを願いたい。

うな状態に置かれているのではなくて、各地々でそれぞれ異なった問題を起しておるということがその一つかと思います。と申しますのは、大資本の進出によって問題を起しておる小売市場もござりまするし、あるいは同業者の方のために起つておる問題もございまするし、あるいは先ほど御指摘ございました購買会、生協の関係等で問題を起しておるところもあるようですが、それから第二点は、これも御了解願いたいと思ひますのは、小売商業の発展といふ問題は、自分たちより力の強い者を押さえただけでは達成できないだろうということでございまして、簡単にいえれば、百貨店を押えたからといって自動的に小売商が発展するとは限らないわけです。小売商業の維持発展の道は、むしろ小売商業者自身が適切な施策のもとに自分たちの努力を尽す、それを政府が——政府というとあれであります、要するに政策が上手に導いてやるということだろうと思つております。そういう点から見ますと、今度出ております法案は、これはここで申し上げるのもどうかと思いますが、簡単に申しますれば、自分たちと性質の違つた者が行う小売行為を、しかもその行き過ぎを調整しようということでございます。百貨店法と同じような法律の趣旨でござります。従いましてあえて小売商業振興法案といふようだ。大それた名前を打たないゆえんでございます。それからメーカー、問屋等の直売も、これもいろいろ調整すべき点があると思ひます。しかしながらこれはいろいろな形態がござりまするし、またその程度あるいは小売商業に及ぼしまする被害等もかな

り違つております。一律一体にこれを法的に規制するということではなくなかなか円滑な運営ができず、かえつて犯罪人ばかり作るということになりますので、この法案の考え方としましては、これは問題が起つておりますのを法的に、実際の行政措置として調整して参るというふうにしたいと考えております。従つてそういう趣旨で、都道府県知事のあつせん、調停、勧告といった制度を考えた次第でございます。まあいろいろな事態がござりまするので、ことにこの小売商の問題は、国民全体の所得が上り、生活水準が上つて参りますすると、いろいろな形の小売行為があふえて参ります。問題はそのあとに起つて参りまするし、また政府の考え方もそのあとを追つかけているといふことでございまして、なかなか実情にあとからあとから追われているという状況でございますので、まあ現在の法案の段階をもちまして、今まで起りつたある問題は一応この範囲で処理できることかと思つておりますが、問題はむしろそういうことを考えながら、小売商業者の共同行為の助成でありまするとか、あるいは商店のいろいろな顧客誘引の措置とか、あるいは顧客に対するサービスの改善とか、それに対するいろいろな金融、税制上の措置とかいうことを考えまして、正面から、増加する購買力を個々の小売商が吸収していく様子に仕向けるという措置がむしろ小売商業対策の本道だらうと思つております。いわば現在出ております法案は、まあその名前に上つておるもの等の行き過ぎを調整しようといふ程度のこととござります。

○多賀谷委員　はしなくも小売商業振興法というような大それた名前ではない、こうおつしやいましたけれども、私は小売商業振興法をかつて政府は、政府というよりも中小企業庁では内部で立案をせんとして、そうしてついにそれが目の目を見ることができなかつた経緯を知つておる。そこに私は今、政府の性格があると思います。なぜおやりにならないのですか。産業分野をおのおの別にする、メーカーはメーカー、卸は卸、小売は小売、はつきりさす、こういう法案がかつて盛られたことがあるでしょ。あるいはまだそれは部内の問題であるとおっしゃるかもしれませんけれども、そういうアディニアがやっぱりあつたわけだ。それが日の目を見ないで今のよくな変形された特別措置法が出てくるというところに、私は問題があるのじゃないかと思う。百貨店だって百貨店がなかつた方がいいですよ。しかし既存の百貨店があるのですから、これをどう調整するかという問題があつたのですね。小売商の方にとっては百貨店がなかつた方がいい、それはきまつて、それははつきりわかつて、ですから、ことに電気器具のような一般家庭に直結するものを、大メーカーがどんどん直売店を設けてするような事態になつてくると、これは大へんな状態になる。ありますから、むしろそういう脅威に備えて今から対策を立てておくべきだ、こう考えるわけです。退職金の問題ですから、あまり長官をいじめても仕方がないのですが、一つなぜおやりにならないのか、今のお話でもよくわからぬ。なるほど県知事のあつせん、調

停の問題がある、県知事があつせん、調停をするというこのアイデアをなぜ拡大して法律の中に入れないのである。それをただ一条で、条文でこまかしておるけれども、なぜ、そういう気持があるならばそういう規制する条文を法律案の中に入れないのか、私は非常に不思議だと思う。少くともあなたの方では認めているのでしょうか。あるいは卸であるとか、あるいはメーカーが小売市場を阻害することを認めておられる。認めておられるから条文の終りの方に県知事があつせん、調停をするという条項がある。ですから、そういうことを考慮されないで、堂々と本文の中に規制の法律を入れられたらどうですかと、こう聞いています。

しゃ、そういう法律が出来ますると、一々相手のいわば職業といいますか、営業上の地位を開きませんと安心して取引ができるないということもあるかもしれません。またそのものは一体問題ではあるかどうかということが判別に苦しむような事態も若干あるようござります。従いまして私が申し上げましたのは、そういうふうな問題にならないような小売行為程度は、これはまだ法の対象にするのは適当ではないのじゃないだらうか、問題が起るような小売行為はこれを取り上げて調整したい。たとえば同じ大阪でありますと、千日前の歌舞伎といいますか、あそこでいろいろなはでなあるいは行き過ぎた小売が行なわれております。これも問屋の行為だといふ人とそうでないといふ人もございますが、ああいうものこそむしろ取り上げて解決した方がいいと思つております。そういうふうな事態がほかにもあると思いますので、むしろ法律で一律一体に禁止ということでお公用な不安を与えますよりも、具体的な問題の場合々々に即しましてこれを解決して参る、これが適切な行政の方法だらうと思いまして、現在御審議の中のような法律案を提出いたしました次第でござります。

カーでも、PR問題としてあるところに陳列をする、ところがそこへ行つても売つてくれない場合がある。これは三菱なら三菱電機の製品を見るだけです、売つて下さいといつても売つてくれない。しかし製品が並べてある。それを見て、それじゃ別の店に行つてこれを買おうといふ気持になる。ですからPRのために直売店を設けるといふ必要はない。これはある都市に一ヵ所そういうPR商店を設ければいい。これは売らない、陳列しておく、そういうのは東京にも幾らでもあります。が、そういうことをメーカーとしてはもつとできるのではないかと思う。それを直売までして全部系列下に置く必要はないと思うのです。将来私は大きな問題になると思う。もうすでにこの問題は大きな問題になつてゐる。このことは何も電気器具だけではないと思う。家庭に直結するものはあらゆる方法でこれが行われておる。そうすると小売市場といらものはだんだん狭まる。しかもどんどんそれがふえていく。今のように就職難の時代に、わずかな資金をもつてやるというのは小売以外にありません。第三次産業がものすごくふえているのはほとんど小売ですよ。ですからこの点を私はやはり規制をしていかなければ小売市場といふのはだんだん狭まると思う。それが一休知事の調整機能として、しかもケース・バイ・ケースでやっていくといふほど知識は機能がないですよ。問題にならない。大メーカーに比べれば一地方の知事なんといふのは権限はない。実際問題としてそういう具体的な問題が起つたときにやり切れるか、やり切れないとありますから私はやはり法律で

規制をする必要があると思います。このことは私は大きな問題だと思う。こういうことが全部あらゆる政策にひつかかっておる。そして賃金の格差が非常に大きい。大体今度の政府の予算は何ですか、これは中小企業対策費というものは四億七千万円くらいしかないです。幾らあるのですか。今度の予算は総理大臣みずから小企業の政策を施政方針で言われましたけれども、近代設備費の十億、それから中小繊維工業設備調整補助の上億円、これを除いたら何もないでしょ。たけれども、中小繊維工業設備調整補助の上億円、これでございまして、御指摘のよくなつて一般的の中小企業政策は何をやるのですか。あなたのところは大きな建物があるけれども、一体幾ら費用があるのですか。

○岩武政府委員 設備近代化の補助金の制度はもう御承知とは思いますが申上げますと、國から一定額を出しますとして、それを都道府県で追加いたしまして、それを都道府県に設けておりまする特別会計に繰り入れるわけでございます。特別会計ではこの補助金と申しましても、実は無利子の貸付金と同じ性質を持つておりますので、返済償還金があるわけでございます。それを繰り込んで該年度のほんとうの補助金となるのであります。明年度は國から十億円、都道府県から十億円、それから償還金が五億になるのでありますまして、合計いたしまして二十五億円の貸付ができるわけであります。これが事業費の三分の一という建前になっておりますが、大綱いたしまして七十五億円の設備更新が行われる。ちょうどあらうに期待しております。ちなみに本年度はこの額は大体三十五億円程度でありまして若干ふえたのであります。

はないかと思う。今われわれの調査によりますと、確かに企業別に見ますと日本の工場の付加価値は低い。低いけれども、低い原因は単に生産が低いといふだけじゃない。付加価値が少いということは、イコール生産が低いかというと、そうじゃない、必ずしもそういうのではない、そこに問題があると思う。最近各鋼鉄会社はストリップ・ミルを作りました。ところがストリップ・ミルを作つて今までブルオーバーでやつておきました工程から、ストリップ・ミルの工程になつて一人当たり十三倍の能率を上げておる。一人当たり十三倍の能率を上げておるのに、薄板が安くなつたかというと安くならぬ。一休何のためにこの近代化をやつておるのか、近代化の恩恵といふのは全然中小企業に与ないぢやないか、むしろ企業の格差が大きくなるばかり、それだけ政府は財政投融資を出しあるいは外国から金を借りてまでそういうような近代化設備をしておるのに、中小企業は原料高で苦しんでおる。一体日本の産業政策といふのはあるのであるかということをわれわれは疑問を持つのです。生産が十三倍になつておるのに値段が一つも下らぬといえばかなことはないでしよう。常識から考へて、一体中小企業庁長官がしておるのと、中小企業は原料高で苦しんでおる。一体日本の産業政策といふのはあるのであるかということをわれわれは疑問を持つのです。生産が十三倍になつておるのに値段が一つも下らぬといえばかなことはないでしよう。

があると思ひます。一つはやはり労働設備率と申しますが、労働者一人当たりの固定資産増加額が少いのが大きな原因だらうと思つております。その反面、これは労働集約的でござりまするから、資本の回転率是非常にいいわけござりまするが、そういうことではやはり近代産業の一部として生産力の発揮はできませんので、何といたしましても、この労働設備率を上げまして、生産力を高めて参るということが第一だらうと思つております。

その次には、これは各企業固、あるいは業種固の生産関係の問題でござります。これはなかなかむずかしい問題がござりまするが、中小企業対策の要請は、要するにそういう劣った市場条件で活動している中小企業者に、できるだけ有利な条件で市場活動ができるよう添え手をしてやるということだと思っております。いろいろ金融、税制上の対策、あるいは組織活動等も、そういう方面のことを考えた政策をとらうと考へておりますが、なかなか一朝一夕に参りませんし、ことに大企業との格差は、海外諸国に比べまして、そら開いておりまするので、今後非常にむづかしい点はござりまするが、やはりこれは何といましても一挙に解決する方法はございませんので、今申し上げましたような方向をさらに整備充実いたしまして、中小企業の生産力を高めて参る、それから、個々の中小企業の企業の経営管理につきまして、近代化の措置を講ずるということしか、実はやり方がないのじやないかと思つております。

らあなたが力んでも、中小企業振興政策といらうのはできないと思うのです。だんだんつぶされてしまします。中小企業はつぶすのだというなら別ですよ。あなたの方がそういう考え方を持たれておるのなら別だけれども、中小企業を振興するといらうのなら、振興する政策をやらなければだめだ。今申しますように、中小企業だけではいかに近代化しようといつたってできないのですよ。大手の合理化が全部中小企業の不合理化になって現われておる。ここに私は非常に問題があると思う。大手の合理化が中小企業の不合理化になって現われておる。大手が操短をすると原料高になる、大手が下請代金の遅払いをすると、それが不合理になつて現われる。全部大手のが操短をすると原料高になる、私は中小企業は大手に抵抗していくわけにいかないと思うのですよ。そうして、大手と中小企業とのこの格差の問題を解決するどころか、だんだん格差がひどくなつてきておる。しかも、格差を解消する問題はあるのだけれども、そのことをおやりにならうとしない。たとえば、先ほども申しました産業分野確保の問題でもそうですが、盛んに国会で論議された中小企業の官公需品の確保といらうのは、一体どうい状態になつておるのでですか。少くとも中小企業の品物を貰えといらのなら、政府のみおやりになつたらいいのです。政府及び政府機関がおやりになつたらいい。これは最低賃金でも同じです。日本政府は、自分はやることしないで、人づからそいいうことをおやりになつたてのほかだと思うのですね。政府み

らあなたが力んでも、中小企業振興政策といらうのはできないと思うのです。だんだんつぶされてしまします。中小企業はつぶすのだというなら別ですよ。あなたの方がそういう考え方を持たれておるのなら別だけれども、中小企業を振興するといらうのなら、振興する政策をやらなければだめだ。今申しますように、中小企業だけではいかに近代化しようといつたってできないのですよ。大手の合理化が全部中小企業の不合理化になって現われておる。ここに私は非常に問題があると思う。大手の合理化が中小企業の不合理化になって現われておる。大手が操短をすると原料高になる、大手が下請代金の遅払いをすると、それが不合理になつて現われる。全部大手のが操短をすると原料高になる、私は中

小企業は大手に抵抗していくわけにいかないと思うのですよ。大手と中小企業とのこの格差の問題を解決するどころか、だんだん格差がひどくなつてきておる。しかも、格差を解消する問題はあるのだけれども、そのことをおやりにならうとしない。たとえば、先ほども申しました産業分野確保の問題でもそうですが、盛んに国会で論議された中小企業の官公需品の確保といらうのは、一体どうい状態になつておるのでですか。少くとも中小企業の品物を貰えといらのなら、政府及び政府機関がおやりになつたらいいのです。政府み

ら優先確保といら問題は、これはアメリカで軍需労働員に関連してとつた制度でございまして、日本でそういうやり方がそのまま適用できますかどうか、いろいろ検討すべき余地もあると思いまして、日本でそういうやり方がそのまま適用できますかどうか、中小企業者から納入あるいは請負買がどういうふうなことになつておるか、中小企業者から納入あるいは請負買がどういうふうなことになつておるかと思つております。実は私の方であります。おそれらくその結果を待ちませんと、果して中小企業の分野から買つても、その点どういうふうな形で調査しらいいか、目下準備を進めておりまます。おそれらくその結果を待ちますかと思つております。実は私の方であります。おそれらくその結果を待ちますかと思つております。実は私の方であります。おそれらくその結果を待ちますかと思つております。

○岩武政府委員 官公需品の中小企業から優先確保といら問題は、これはアメリカで軍需労働員に関連してとつた制度でございまして、日本でそういうやり方がそのまま適用できますかどうか、中小企業者から納入あるいは請負買がどういうふうなことになつておるか、中小企業者から納入あるいは請負買がどういうふうなことになつておるかと思つております。実は私の方であります。おそれらくその結果を待ちますかと思つております。実は私の方であります。おそれらくその結果を待ちますかと思つております。

○多賀谷委員 事務局長がほんとうに今度こそはと思って調査を進めておることは今回が初めてでございます。これは御承知のように、生産といら置して、一体実行可能かどうかといら問題がござります。中小企業といえども、刻苦勉励しますれば大企業になることがたくさんございます。そういうこと

らどうですか。これは中小企業政策でも最低賃金でも、あるいはまた失業対策の問題でも、全部そらです。日本政府自身ができるとおやりにならなければなりません。日本政府はこれだけの膨大な政府及び政府機関の購買力をもつとして、それをおやりにならうとしない。こういうところに問題があるんじやないか。これに対して、当面の責任者である長官はどういうようにお考えですか。

○岩武政府委員 官公需品の中小企業から優先確保といら問題は、これはアメリカで軍需労働員に関連してとつた制度でございまして、日本でそういうやり方がそのまま適用できますかどうか、中小企業者から納入あるいは請負買がどういうふうなことになつておるか、中小企業者から納入あるいは請負買がどういうふうなことになつておるかと思つております。実は私の方であります。おそれらくその結果を待ちますかと思つております。実は私の方であります。おそれらくその結果を待ちますかと思つております。実は私の方であります。おそれらくその結果を待ちますかと思つております。

○多賀谷委員 次に、私は中小企業の退職手当法に入る前に、中小企業の社会保険についてお尋ねいたしたいと思つておる次第でござります。

○多賀谷委員 次に、私は中小企業の、政府及び地方公共団体あるいは政府機関の官公需品の確保の問題は、これは私はときどき聞いてみるのですが、いつでも調査をするといらのです。実態把握ができないからといら。いつになつたらであります。この前、石田労働大臣のときには、最低賃金法案が衆議院人未満の任意適用を促進する措置が昨年十一月から実施されておるわけでございますが、大体私どもの推算によりますると、これの適用事業場数が約百十万、これの従業員が二百二十万人程度になつておるわけでござります。それでただいままでのあの法改正の実施後加入了員数を申し上げますと、大体十万人程度が失業保険に入つておるのです。もう調査しておりますと、大体十万人程度が失業保険に入つておるのです。――

○多賀谷委員 次に厚生年金はどうですか。――保険局長は来ていないようですが、これは私の調べたところによりますと、一九五七年的調査ですが、被保険者数が一万六千四百六十三人で、非常にわざかしか入つていません。ですから私はこの問題についてもあとから質問いたしたい、また健康保険についても聞きたいと思つています。そこで、さらに労災についてはどういう状態になつておるのか、これをお聞かせ願いたい。

○堀政府委員 労災保険につきましては、これは災害の度合いの多い事業場と、それから災害発生のおそれの少ない事業場とに分けておりますが、労災保険法によりますと、原則としては五人以上の事業場が強制適用になつておるのですが、この実態をまずお聞かせ願いたい。ことに五名未満の場合でござります。第一番には、失業保険の状況についてお尋ねいたしたいと思つておるのですが、この実態をまずお聞かせ願いたい。ことに五名未満の場合でござります。第一番には、失業保険の状況についてお尋ねいたしたいと思つておるのですが、この実態をまずお聞かせ願いたい。五名未満の失業保険の状態はどうなつておるか、これをお聞かせ願いたい。これは昨年法律を改正いたしましたが、さらに五名未満の企業の失業保険の加入がその後推進されておるはずであります。それについてお聞かせ願いたい。

払いの能力がありますからかけなくていい。むしろ零細企業を保護する意味から、これは事業者保険ですからね、事業者を保護する意味から労災保険といふものは零細の方をかけてやる必要があるんじやないか。その保険の行き方がまるきり逆になつておるんじやないかと私は思う。これに対しても労働大臣はどういうふうにお考えですか。

○倉石国務大臣 御趣旨のこともその通りだと思いますが、多賀谷さん御承知のように、小さい方のところはその実態を把握するのに非常に困難であります。従つて先ほど政府委員から読み上げましたようなあいだ業種のものは、特に危険度が多いからということで強制加入ということにしたのであります。ですが、お私どもは、もちろん今多賀谷さんの御説のようなことも大事なことだと思いますので、研究を進めて参りたいと思っております。

○多賀谷委員 私は危険有害の業務の方が調査ができる、ほかの方が調査ができる、ということはあり得ないと思ひます。

それから先ほどから言いますように、失業保険とか厚生年金とか健康保険ならば、それだけ事業主は負担を免れるということがあるので、この労災の場合は事業者は負担を免れないと。これは基準法で全額支払わなければならぬことになつておる。むしろ大企業の方は保険をかけてやる必要もなから自由におやりなさい。しかし零細企業の方は保護してやりますよ、こういった法律の立て方が至当ではないか、むしろ区別をするならばその方が至当ではないかというふうに考えるわけあります。その点今までの厚生年

○倉石國務大臣 御趣意は私どもも全く同感であります。ただ御承知のように、零細な方はもし保険をかけないような場合には、強制執行をしてやらなければならぬということになります。つまり保険金をかけない場合には、大きな企業ならばそういうことは当然強制執行までいかないでもかけるあります。ましょが、零細企業の方ではそういう掛金等についても、それを補償するためには行政機関としては相当大きな手数を要しますし、同時にまたその相手方のことも考えてみると、なかなか困難な点が多い。従つて現在のようなやり方をいたしておるわけがありますが、御趣意にはわれわれも賛成であります。一つ研究してみたいと思つております。

○多賀谷委員 実際そういった事故がありますと、わざか五人とか三人くらいの企業家ですから、一人労災の補償金を払いますと、ほかの連中の賃金未払いが起つてくる、あるいは退職手当がもらえなくなる。ですから同じ茶わんを一人が持つていくと一人の方がなくなるというのです。むしろほかの労働者が押えにかかる、こういう状態です。死亡の場合には同情があるでしょ。ましてやほかのがなんかはどういもらえるものではありませんよ。実際そういう状態になつておる。私も幾多こういう事件を扱いましたけれども、実際ほかの連中がきかないのです。

する。おれの方は二ヵ月賃金未払いにならぬのだ。そういう状態ですから、死亡のよろな場合には同情があるでしようが、お前ら中小企業におけるのだからそのくらいのけがは当たりませんじやないか。そういうことを労働者自体が言うのです。少くとも退職金をやるくらいならば、まず労災の方から始めたらどうか。しかも零細企業ならば国庫補助をつけてもいい。どうですか、大臣。

○**倉石国務大臣** 社会保障についてはできるだけやることのがっこうだと思います。もちろん諸般のことを考えなくてはなりませんが、今退職金をやめておいてその方をやつたらどうか、こういうことには私どもはにわかに賛成いたしかねるのであります。やはりで起きるところから徐々にいいことをやっていく。従つてそのできるところからいいことをやっていくといふことの現われが退職金の共済でありますから、こういうものはなるべく早く通していただいて、順にやっていきたいと思います。

○**多賀谷委員** この労災という問題が、今までの社会保障のような考え方で見られておるところに問題がある。それで労災の問題は私は一番早く解決してやらなければならぬ問題だと思ふ。これこそ国庫補助金を出しておかしくないですよ。それは零細企業だけですよ。もちろん大企業にも出せといふと問題があるけれども、零細なれば、率を下げるその差額を全般で見るというシステムにするか、とにかく何らかこれをやるべきです。今僕が指摘いたしましたような、高層建築の

午後一時三十七分開講

○田中(正)委員長代理 休憩前に引き
続き会議を再開いたします。

内閣提出の国民年金法案並びに八十
一男君外十四名提出の国民年金法案及び
国民年金法の施行及び国民年金と併
の年金等との調整に関する法律案を二
括議題とし、審査を進めます。質疑を行
います。八田貞義君。

○八田委員　社会党提案の国民年金案について若干質問させていただきます。

まず提案者の八木委員にお尋ねいた
しますが、八木委員は衆議院の二月十

三日の本会議におきまして、社会党国民年金法案の提案理由を説明されてお

ります。その中で、これに沿つて質問

国民年金法案を作るに当つてどういふ

ますと、どうやらよくな言葉を述べられておりやう。〔すゞの國民が、廢

法で保障された、健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようこするよ

「隣の生活を維持するには、何を」と尋ねて置いた、「これが目標でいい」とさ

あるんじやないか。その保険の行き方がまるきり逆になつておるんじやないかと私は思う。これに対し労働大臣はどういうようにお考えですか。

○倉石國務大臣 御趣旨のこともその通りだと思いますが、多賀谷さん御承知のように、小さい方のところはその実態を把握するのに非常に困難あります。従つて先ほど政府委員から読み上げましたようなあいだ農業種のものは、特に危険度が多いからということで強制加入ということにしたのであります。多賀谷さんの御説のようなことも大事なことだと思いますので、研究を進めて参りたいと思つております。

○多賀谷委員 私は危険有害の業務の方が調査ができる、ほかの方が調査ができないなどと思つております。

それから先ほどから言いますように、失業保険とか厚生年金とか健康保険ならば、それだけ事業主は負担を免れるということがあるので、この労災の場合は事業者は負担を免れない。これは基準法で全額支払わなければならぬことになつておる。むしろ大企業の方は保険をかけてやる必要もなか、むしろ区別をするならばその方が至当ではないかというように考えるわけあります。その点今までの厚生年金や失業保険や健康保険が五名未満の能力がありますからかけなくていい。むしろ零細企業を保護する意味から、これは事業者保険ですからね、事業者を保護する意味から労災保険といふものは零細の方をかけてやる必要があるんじやないか。その保険の行き方がまるきり逆になつておるんじやないかと私は思う。これに対し労働大臣はどういうようにお考えですか。

○倉石國務大臣 御趣旨のこともその通りだと思いますが、多賀谷さん御承知のように、小さい方のところはその実態を把握するのに非常に困難あります。従つて先ほど政府委員から読み上げましたようなあいだ農業種のものは、特に危険度が多いからということで強制加入ということにしたのであります。多賀谷さんの御説のようなことも大事なことだと思いますので、研究を進めて参りたいと思つております。

○多賀谷委員 実際そいつた事故がありますと、わずか五人とか三人くらいの企業家ですから、一人労災のせいで金を払いますと、ほかの連中の賃へあらがりますが、御趣意にはわれわれも賛成しますようが、零細企業の方ではそこまでいためには行政機関としては相当大き手数を要しますし、同時にまたそれを手方のことも考えてみますと、なかなか困難な点が多い。従つて現在のところやり方をいたしておるわけであらがります。一つ研究してみたいと思つております。

○多賀谷委員 実際そいつた事故がありますと、わずか五人とか三人くらいの企業家ですから、一人労災のせいで金を払いますと、ほかの連中の賃へあらがりますが、御趣意にはわれわれも賛成しますようが、零細企業の方ではそこまでいためには行政機関としては相当大き手数を要しますし、同時にまたそれを手方のことも考えてみますと、なかなか困難な点が多い。従つて現在のところやり方をいたしておるわけであらがります。一つ研究してみたいと思つております。

逃げ満瀬は
す。おれの方は二ヵ月賃金未払いにな
ります。そういう状態ですから、死亡
のよろな場合には同情があるでしょ
うが、お前ら中小企業におけるのだからそ
のくらいのがは当たりませんじやない
か。そういうことを労働者全体が言う
のです。少くとも退職金をやるくらい
ならば、まず労災の方から始めたらど
うか。しかも零細企業ならば国庫補助
をつけてもいい。どうですか、大臣。
○倉石國務大臣 社会保障については
できるだけやることとがけつこうだと思
います。もちろん諸般のことを考えな
くてはなりませんが、今退職金をやめ
ておいてその方をやつたらどうか、こ
ういうことには私どもはにわかに賛成
いたしかねるのであります。やはりで
きるところから徐々にいいことをやつ
ていく。従つてそのできるところから
いいことをやつしていくこととの現
われが退職金の共済でありますから、
こういうものはなるべく早く通してい
ただいて、順にやっていきたいと思いま
す。

○多賀谷委員 この労災という問題
が、今までの社会保障のような考え方
で見られておるところに問題がある。
それで労災の問題は私は一番早く解決
してやらなければならぬ問題だと思
う。これこそ国庫補助金を出してもお
かしくないですよ。それは零細企業だ
けですよ。もちろん大企業にも出せと
いふと問題があるけれども、零細なら
零細だけ出してもおかしくない。ある
いは国庫補助金というものが直接いかな
ければ、率を下げてその差額を全般で
見るというシステムにするか、とにかく
何らかこれをやるべきです。今僕が
指摘いたしましたような、高層建築の

ガラスふきだつてないのです。こういふが泣き寝入になつてゐるからといつて放置すべきではないと思うのです。
私はまだ厚生年金あるいは健康保険、失業保険についても、さらに問題點を指摘して質問をいたしたいと思うのですが、時間がきておるようですか
ら、今のところこれで一応終ります。
○田中(正)委員長代理 午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

す。ところでさらに提案された文面を拝見して参りますと、所得保障を強くうたわれております。その所得保障を「さらにも、完全な所得保障によって不完全就労を減少し、労働力化率の低下する」という好ましい効果の面を加えまして、「完全雇用への道を進めるものと信じます。」こういう文句もあるわけでございまして、この今断片的に取り上げました文句を考えてみましても、この文句は、最低限度の生活を維持するといふ文句を使っておられる場合と、所得保障をやっていくのだ、さらにはまた完全なる所得保障、こういうふうに言葉を三つに分けて、国民年金といふものについて説明されておりますが、この国民年金制度の中の所得保障、どの程度のものが国民年金制度として考えられる所得保障かということを質問いたさなければならぬわけになります。というのは、こういふうに三つに分けられておりますが、一体完全なる所得保障とか、あるいは最低生活の維持をするのだと、あるいはただ単に所得保障をするのだ、こういうふうに三つに分けられておる意味ですが、私は法案を読んでみまして、この三つに使い分けられた意味がはつきりつかめないので、一休提案者である八木さんは、いわゆる年金でいう所得保障というのはどの程度のものをお考えになつておるのか、この点ちょっとお伺いしたいと思います。

て、そのように国会でりっぱな論議をされることは心から期待いたるものであります。

今所得保障の定義について聞かれまして、して、完全なるとか、あるいはそれがついてない点についていろいろ御指摘になりましたが、質問者の御図は、会党の所得保障ほどの程度やるべきかということに最後は要約されていると思いますので、その面でお答えをいたしたいと思います。なおお答えが足りませんでしたら、また再度御指摘を願いたいと思います。

局、所得保障を私どもは制限がないと
考えております。ほんとうは無尽蔵に
やつてもかまわないと考えておりま
す。その考え方は、将来は非常に商業
がどんどん振興しまして、オーネメー
ション化が各部面において行われま
で、人間が生産分野にあまり動かなくな
てもいい。またあんまりたくさんの人
が働くては困るという状態が当然現出
していくと思ひます。その場合には、
若い人であつて元気な人が働く、しか
もその働く時間が八時間が六時間、五
時間、三時間になるという時代がくる
と思います。そういう場合に、生産の
第一線からはずれる人がたくさん出て
くるわけでありますて、その場合に、
働かないから生活がある程度でいいと
いうことは言えないのです。人間の
幸福を追求する権利が当然ござい
ますから、現在のところにおきまして
は、私どもは憲法で保障された健康で
文化的な最低生活を維持できる、そ
れは非常に速い夢みたいな話でござい

程度に置くことがこの制度として最もよろしいと思いまするし、國民が守らなければならぬ憲法の条章を実現化する意味においても、その意味で考へなければならないと考えております。そしてそれの組み立てで、八田先生十分御承知の通り、その最低限度といふもののめどをもつと高く置くべきだと思いましてけれども、諸般の事情にかんがみまして、一応月七千円、現在の貨幣価値の月七千円といふ点に置いたのがあります。それが憲法で保障された健康で文化的な最低生活に確実に當るとは私ども思っておりません。ほんとうは月二万円くらいまではいきたいと思っております。しかし諸般の事情で、その程度であれば、完全な形でないかも知れません。文化的な生活とも言い得ると思いまして、一応七千円に置いた。七千円につかないまました基礎の一つは、社会党的考え方であります最低賃金法とも幾分關係があるのであります。若い労働者が八千円で暮らす。労働の第一線につかない人は、労働力の再生産という要素が少し減りますので、この点で月七千円とあります。さらに高められるならば高めたいといふ意図のもとに、高め得る条件のある人は月七千円より高め得る方法を残したことは、八田先生の御承知の通りであります。

思うのです。というのは、社会保障と非常に錯雜しておりますし、人によつて非常に違ひのです。しかし、われが日本における進歩したりっぱな社会保険といふものを樹立していくためには、その国の経済状態あるいは民情、そういう特殊性を十分に取り入れた社会保険といふものを樹立していくには、非常に困難しておられます。ところが、日本の社会保険というのは、いつでもお手本としてイギリスの社会保障が揺籃から墓場までといふ言葉で表わされておりますが、これが非常に間違つて誤解されておるのですね。ゆりかこから墓場までといふ言葉は非常にきれいですが、イギリスのゆりかごというのは決して一定しておりません。高低さまである。というのは、生活によつて貴族のゆりかごもあれば、貧乏人のゆりかごもあるということ、生活程度によって、イギリスの貴族国家においてはゆりかごが非常に違ひのですね。ですからイギリスの社会保障制度といふのを一口に批評してみますと、ゆりかごという出発点はあたかも同じようになに解釈されますけれども、出発点が先にありますけれども、墓場のところのものもあるし、うしろのものもある。ということで、非常にばらばらなんですよ。ところが、ゆりかごはそういう状態でありますけれども、墓場のところでは一致するであろう。こういうのがイギリスの社会保障なんですね。簡単に言いますと、イギリスの社会保障を見ますと、総理大臣になるためには貴族出身でなければなければならないわけです。

〔田中（正）委員長代理退席、大石
委員長代理着席〕

たとえばイーデンにしても、アトリー
にしても、今のマクミランにしても、
みな貴族出身です。貴族のゆりかごで
なければ、總理大臣になれないというよ
うな國柄なんですね。しかもまた、役
人になつて偉くなるためには、イート
ン大学を出て役人にならなければ偉く
ならない。そういう状態なんですね。
かつて戦前の日本が東京帝国大学を出
なければ、役人として偉くなれなかつ
た、そういう矛盾が現在の社会保障国
として、りっぱだといわれるイギリスに
もあるのです。そういうふうに出発
点が非常にばらばらです。ところが墓
場のところでは、びたつと一致させて、
手厚く葬つてあげましょうというのが
イギリスの社会保障で、非常に批判さ
れているのです。一昨年コーリン・ク
ラークといふイギリスの金融経済学者

のか、あるいは出発点を統一するのか、一体どちらの方を統一し一緒にするのだと、こういうことが日本の社会保障をこれから構立していく場合に大切な問題なんですね。私はやはり社会保障というのは出発点を一致させる、これがほんとうに大切な社会保障を構立していく問題点であろうと考えるわけです。ところで、そいつた議論は省略させていただきますが、この老人の生活を見ていかなければならぬ、あるいは障害者、あるいは生計中心者の死亡によるこういった貧困、こういうものに対して国民年金制度で救っていかなければならぬというこの社会情勢は、もうわれわれが十分に認識し、強くこれを知つて、国民年金制度を打ち立てようとして考えておるわけですが、ただこういった老齢とか障害とか生計中⼼者の死亡とかいったようなものは長期的な事故なんです。こういった長期的な事故に対しても、おのずから国民経済との結びつきを十分に考えて、そらしてやつていかなければならぬのです。ところで日本でいう社会保障は出发点をそろえていかなければならぬのであります、この社会保障の中の柱といしましては、すなわち社会保障と公的扶助が二本柱になつておるわけであります。ところがこの社会保障では、なかなか適用者を全国民に及ぼすというまでには至つてないわけですが、いまして、なお社会保険の網の目から漏れておる人が三七%も全国民としこううつておけば公的扶助の方にすべり込んでしまう、これをどうして防止

て、今度政府案では三千五百円といふような数字になつてきたわけであります。これがあくまでも現在の生活水準における金額を割り出してきたわけです。ずっと過去の消費生活に要するところの費用計算から、現在老人が生활していくためにはどれだけの金が必要だらうか、現在をもとにして計算された三千五百円なんです。ところが社会党の言われておる七千円といふのは制度完成時なんです。出発点が違うのですね。政府は現実そのものをつかまえておる。それから過去の統計から現在の老人生活の場合にどれくらいの金をお上げしたら、生活支出的な金額になるかということで現在をつかました。ところがあなたの方の方は将来三十年後の制度完成時をつかまして七千円とされておるわけです。この説明書を見るとそうです。ですからそこに出発点が違うというわけです。しかも政府案は第四条によつて、これを五年ごとに調整していくわけなんです。ですから出発点が違うので三千五百円、七千円といふものの開きをのすと出てくるわけです。それを一般の世人は、純な数字の計算でやつてくるが、問題は現実のつかみ方なんですね。この点政府案の説明みたいになつてしまつたのですが、これはもちろん寺党議員として一緒に苦労したので申し上げたのです。今盛んに滝井君がゾル・ツースタントだなどと言うのですけれども、われわれはイスト・ツースタントを中心と考えなければならぬ。ゾル・ツースタントは理想案です。理想的です。将来かくあるべしから……。しかしやはり正しい社会保障の車といふものは後退を許しませんから、イスト・ツースタントといふものをうんとつかまして、それを伸ばすようにしていくしかなければなりません。後退を許さない車の車両でありますから、やはり過去の資料をうんときつくつかんで、そしてその上に土台をしつかり置いて進めていかなければなりません。ただゾル・ツースタントだけをやつしていたのでは足もとがふらつきます。あまり背が伸び過ぎて立派に失敗するわけでありますから、この古やりイスト・ツースタントといふのをはつきりつかまして、そして制度を後退せしめないよう進んでいかなければならぬのです。

ところで社会党さんの方で出された国民年金法案といふものを、制度面から見させていただきますと、制度の上において一貫性がないといふような文句を言いたくなるのです。どうして制度上の貫通性が貫かれていなかつと申しますと、今度社会党で出された四つの法案の中で、国民年金法案を見ますと、国民年金といふものは社会党案にと、普通年金と特別年金に分けられておつて、普通年金は一般国民年金と労働者年金です。給付の方を見ますと、一般国民年金と労働者年金といふものは、老齢年金と障害年金と遺族年金と、こういうふうに三種類に分けられておるのです。特別年金の方は養老年金、母子年金、身体障害者年金、こういうふうに分けられております。この立てる方が、ちょっとと一貫性がないの言葉そのものには私同感です。こういった表現を使われることは非常にいいと思うのであります。ただ制度のい立てる方の、ちょっとと一貫性がないの

じゃないかというふうに考えられる。と申しますのは、国民年金制度の中の普通年金は、今申し上げましたように、一般国民に対するものと、労働者に対するものとの二本立になつておるわけでございます。これを一つの制度の中に入れておられるのであります。が、その一般国民年金の方を見ますと、これが低所得者に対しては、保険税の減税、免税という建前をとつておられる。こういった減免の方式と給付とをとられておつて、さらにまた給付はフリットです。給付は全部定額制でやつておられます。このことは給付と拠出との対応関係を越えた関係です。これでは全然給付の方が高くなつてくるのですよ。対応関係といふものは全然ないのですね。こういった対応関係を越えたものは無拠出制だ、こう見てもいいわけです。やはり保険方式、年金といふものをやがめない制度、これから健全に進歩していくという制度を立てていくためには、国家財政といふものをよく見ていかなければならぬのですから、こういった制度をせっかく作られました以上、やはりその中の基本となる拠出と給付の対応関係といふものは、はつきりつけておかなければならぬ。ところが一般国民年金に対しでは、どうも拠出と給付との対応関係と、労働者年金の方は標準報酬による比例と応能拠出の建前をとつておられることは非常に問題だらうと思って、それで

る。給付もまた導出比例的な要素といふものが入っております。こつちの方は拠出と給付との対応関係といふものが構成されておる。

こうしてあなたに見て参考にする
労働者年金の方は、あなた方は保険税と
か目的税というような言葉を使ってお
られましたけれども、これは結構標準
報酬に比例した方式をとつてやってお
られる。しかも給付も拠出に比例して
高くなつてきているのです。こうなる

何でもかでも労働者年金と一般国民年金とを同じ制度の中に入れて、いじやないか、じやないか、こういうふうなことになつて参りますが、こういった問題が包蔵されていると、それが将来だんだん大きくなってきて、つまり制度そのものが理想に過ぎて、健全な発達をしない、ということが起つてくるわけです。が、この労働者年金と一般国民年金、この異質なものを一つの制度の中にふれ、また、言うならば差別待遇を与ふられており、給付の面においても非常異質のものを、しかも差別待遇をあえて置いて、るよう別扱いとすつてこ

○八木一男君　八田先生の御研究に迷
たがということについての、八木さん
のお答えを願いたいと思います。
ちたいろいろの御説明があつた後に御
質問がございましたが、その前の背景
についても私少し異論がございます。
ので、順番に従つて八田先生のおつし
やつたことを、逐次私どもの考え方方
をそれに対応して申し上げて参りた
い。

は量的な意味も加えまして、完全雇用政策といふもの、これ
策といふものをほんとうに完成しなければならないということを強力に主張して、そのためいろいろな法案を出しておるわけです。全部が就職できる。そして賃金その他の条件がいい、労働条件がいい。それからまた自営業者の農業も、零細商工業者も全部成り立つようにならなければならぬ。零細企業が非常に苦しんで、大企業だけがもうかかっているような世の中はいかぬというふうなことを言つてゐるわけです。そういうことによつて商工業、農業あるいは労働者として、すべてが人間らしい生活ができるようになつた場合において、その扶養されるべき子供が、ゆりかごの時代から十分な健康で文化的な生活をし、そのような教育を受けるといふような状態になるわけであります。それでもう一つの部門の終点におけるものとして、こういう年金制度を完成しようとしているわけでござります。その点は八田先生も御同様の御意見だと思いますが、出発点を忘れたわけがない点を一つ御理解願いた

百円でいいということにかなりにいたりまして、四十年後には発展を見なればならぬという点で、非常に少しきに過ぎると私どもは思ております。国民年金法、政府案の第四条によりまして将来ふやすんだというお考えのとおりであります。だから、それでいいといふお考えのようござりますけれども、積立金方式をとつておりますと、三千五百円の目標で、今から積み立てていく、将来において、たとえば十五年後にそれを変えよう、目標を七千円にしようとした場合に、前に少し金額で押えてあるものを全部補てんをしなければ七千円になりません。ですからその時点において非常に困難になるわけであります。従つて七千円が妥当だと認めて、また財政その他の關係ということで、これが三千五百円を四千円か、四千五百円くらいにとどめてしまう危険性が多分にある。そういう意味で積立金方式をとつている以上では、あとでこれが非常に困難でござります。最初から目標をお立てになる必要があるかと思います。

す。そぞういうことでござりますが、看護費も少いと思ひますけれども、どううしても七千円は必要であるというふうに考へておるわけであります。

もう一つ国民年金法第四条には、坂田厚生大臣のお考へでは物価、貨幣価値の変動によるものと、そういうふうに今少くしておいて将来多くしようという二要素をあそこに入れましたのは、あの文句一つで二要素について処置し得る条文であるといふうに御説明になつておりますけれども、二つの大事な要素を入れられたら、ごわやまぜにされる」と二つの要素が、そのときの政府が最もはじめて考へても、百ずつやらなければならぬのが、両方とも十五くらゐずつになるという危険性を多分にはらんでおる。ですからこのよくな要素を一つ、明確に二つ作つておかなければ、八田先生が厚生大臣でおられたその条文を一つ、貨幣価値の変動に対応する条文であるならばそれで、今少くして将来发展させる条文であります。

べきではないと思います。一方労働者と一般国民とを、制度上において一貫した方法をとつていく、拠出と給付とをちゃんと対応させておきながら、片方は全然対応させないということは、やはり一つの制度を立てていく場合において問題があろうと私は思うのであります。と申しますのは、やはり一つの筋道といふか、ゾル・ツースタンントという状態、かくあるべしという状態を進めていく場合には、あまり性急に、でっち上げてと言つては言葉が過

まず第一にイギリスの例を出されましても、これは反対ではないのですけれども、終点の一一致が必要だというお考えであります。それは私どももその通りであります。そのため、出発点といふのは大体において親に扶養されているという時期であります。その場合に、親は、生活者が同じじように十分な生活ができるというような状態を作らなければならない。そのために私どもは社会保障制度の完成とともに、それ以上

いたくさんいろいろ御意見を承わりましたので抜けるかもしれません、次に、御説明の中に年金の金額についてのお話がございました。三千五百円は、いろいろの数字をあげられまして、従来の生活から妥当というふうにおっしゃったようでございます。しかしながら政府の年金案は、八田先生十分御承知のようだ、四十年後に完成する年金なんでございます。現在の出発点で、もし八田先生の御説明で三千五

政府案における最高の金額でありります。二十五年しか保険料を納められないと、月一千円なんですね。十年以下の場合には減額年金もございません。三年未満の場合には、零細な人が困難な生活の中から一生懸命かけた保険料が仕合せの人を持ついかれてしまといふような、国民年金制度を通じて収奪が行われているというような内容すら含んでいます。こういうようなことでいいわけです。はいけないと私どもは考えておりま

れるならばいいけれども、将来八田先生が總理大臣でも引退された後に、われのわからない厚生大臣が出て参りましたときには、御趣旨のように参らぬと考るわけであります。それからその次に、労働者年金と一般国民年金を設けたことは差別ではないか。またもう一つは制度上で片方は応能の原則によっておるけれども、片方は応能の原則によつておるようにも思えない、制度上バランスを失しておるじやないかという御質問が一番の焦

Digitized by srujanika@gmail.com

点でありますから、応能の方式によっております。この点では完全にバランスがとれておるわけであります。ところで片方の労働者年金も標準比例報酬でございますから、応能の方式によっております。この点では完全にバランスがとれておるわけであります。

ところで片方の今度受け取る方は定額で八万四千円である。片方は金額が移動する。その点でバランスがとれておらないじやないかという御指摘であります。先生御承知の通り、社会党の労働者年金は定額部分が八万四千円であります。でありますから八万四千円の定額部分はどんな状態の人ももらえるといふ状態に置いておるわけであります。

それ以上の制度を設けました理由を申し上げさせていただきますと、私どもは月七千円、年に八万四千円を十分な金額であるとは決して思つておらないであります。当然月一万五千円、二万円、二万五千円の線まで持つべきである。その場合に、二万五千

円くらいに持つて参りました場合には、職種の差いかんを問わず全部一律に国民年金でよろしいとわれわれは考えております。ところが遺憾ながらわれわれの乏しい案ですら、政府あるいは与党においては、財政が持たないとあります。ところが状態はそろではなしに、八田先生の御生活をお頼みになりましたが、七千円の線でがまんをしたのであります。でありますからそういう意味で七千円の線でがまんをしたのであります。ところが状態はそろではないに、八田先生にあつたとしても、六十才から七

十才の間で十分であるとは決してお思いになるはずがない。現在それ以上の生活をしておる世の中にはそういう人がたくさんあるのです。そういうことでは足りない。足りないということは私どもは考へるわけであります。それを上げ得る道を残しておくことが、法律上、制度上親切なことであると私は考へるわけであります。そ

れから農民、自営業者——農民も自営業者であります、商工業、農業あるいは自由営業、あるいは無職にもそういう制度を設けたかたのであります。それから農民、自営業者——農民も自営業者であります。もちろん二万円になれ、必要度が違つても同じ金額でも手続を持つておらない労働者の場合においては、年金の必要な度が違うわけであります。もちろん二万円になれば、必要度が違つても同じ金額でも手続を持つておられる方ならば、收入を上げる手段を持つておる方と生産

しやる保険料に当るべき年金税を高くするか、國庫負担をさらにたくさんに計算上合いません。それは一定の限界申しあげましたので、七千円にとめ

る。これを八千円、九千円にして保険料を上げるということにいたしましたならば、農民の場合は因作になつたとき困る。商売をなさつておる方は、ことしならそのくらい平気だけれども、不景気のときには困る、そういう

ことが起るのであります。ですから、最小限度の七千円にとどめたわけでありまして、そういう方々には、政

府の打ち出す——今の保険会社みたこと、それが決して年金を算する不利なものではなくしに、政府の正しい年金を打ち出して、その方の計算において、その方の目標において年金額をややしておいたところを考えたわ

けであります。ところが状態はそろではないに、一割五分で出しても四分に計算する不利なものではなくしに、政府の

度になるものと私どもは推定をいたしました。そうして自動的に賃金水準上昇によって上る状態になつておりますから、完成時には大体五割程

同じ水準に換算をいたしますと、三割五分に当たります。そうして自動的に賃金水準上昇によって上る状態になつておりますから、現金収入が毎月あるという状態、そしてそういう必要度の多いといふ状態、そういう状態を全然無視して

一律にする必要はない。一律は八万四千円で、差別待遇をしないでやつておけるだけ合理的に、工合よくできるよう

な任意年金に入つていただいて、七千円を、一万五千円にでも、五万円にで申しあげておきますが、十四万七千円平均ということであれば、労働者がとるべきだと考へております。それは一定の限界申しあげましたので、七千円にとめ

る。これを八千円、九千円にして保険料を上げるということにいたしましたならば、農民の場合は因作になつたとき困る。商売をなさつておる方は、ことしならそのくらい平気だけれども、不景気のときには困る、そういう

ことが起るのであります。ですから、最小限度の七千円にとどめたわけでありまして、そういう方々には、政

府の打ち出す——今の保険会社みたこと、それが決して年金を算する不利なものではなくしに、政府の

度になるものと私どもは推定をいたしました。そうして自動的に賃金水準上昇によって上る状態になつておりますから、現金収入が毎月あるという状態、そしてそういう必要度の多いといふ状態、そういう状態を全然無視して

一律にする必要はない。一律は八万四千円で、差別待遇をしないでやつておけるだけ合理的に、工合よくできるよう

な任意年金に入つていただいて、七千円が乏しいものであるから、その補てんを、労働者ができ

るか、その健康保険法において、つかみ金を

十億といふこととこまかしてお

る今の政府のお考え方を考えられまして、そして政府がその説明にいろいろ使ふ背景を考えられましたならば、この仕事の収益に断層といふか、非常に程度のことは御了承願えると考えるわけでございます。

○八田委員 八木さんのお話で、私も金額は高い方がいいのですが、ただ問題は、社会保障といふものをやり遂げていく場合には、もちろん出発点をしておられる方ならば、收入を上げるため申しあげておきますが、十四万七千円を、一万五千円にでも、五万円にで申しあげておきますが、十四万七千円平均とすることであれば、労働者がとるべきだと考へております。それは一定の限界申しあげましたので、七千円にとめ

る。これを八千円、九千円にして保険料を上げるということにいたしましたならば、農民の場合は因作になつたとき困る。商売をなさつておる方は、ことしならそのくらい平気だけれども、不景気のときには困る、そういう

ことが起るのであります。ですから、最小限度の七千円にとどめたわけでありまして、そういう方々には、政

府の打ち出す——今の保険会社みたこと、それが決して年金を算する不利なものではなくしに、政府の

度になるものと私どもは推定をいたしました。そうして自動的に賃金水準上昇によって上る状態になつておりますから、現金収入が毎月あるという状態、そしてそういう必要度の多いといふ状態、そういう状態を全然無視して

一律にする必要はない。一律は八万四千円で、差別待遇をしないでやつておけるだけ合理的に、工合よくできるよう

な任意年金に入つていただいて、七千円が乏しいものであるから、その補てんを、労働者ができ

るか、その健康保険法において、つかみ金を

十億といふこととこまかしてお

る今の政府のお考え方を考えられまして、そして政府がその説明にいろいろ使ふ背景を考えられましたならば、この仕事の収益に断層といふか、非常に程度のことは御了承願えると考えるわけでございます。

れるのですから、やはり退職したときに労働年金は与えらるべきです。ところがこの法案を見ますと、現在働いておつても六十才になれば年金がもらえることになります。そうすると、社会保障、社会保障といつて、年金は社会保障制度の一環としてどうしてもやつていかなければならぬものなんだというふうなことを強くうたっておられるながら、これを見ると、労働者年金の方は、退職しなくとももらえる。これが社会保障といふことから見ると離れておるわけなんです。こういう点に私はいろいろと問題があろうと思う。

「自営業者の場合や、恩給の場合はそりじやないか」と呼ぶ者あり)恩給と社会保障とは違う。この点はやはり制度を立てていく場合に考えていかなければならぬと思ふのです。あとでまた恩給の問題にも触れます。その点においてちょっと社会党の案は同じ制度の中に異質なものを持ち、しかもその間において差別待遇というのが与えられておる。また金額は七千円。政府の方は半分しかないといつて、金額の問題でいろいろと論議が出ておりますが、やはり私は年金だけもつて生活をする老人だけを作り上げて、そういう老人だけを考えて老人年金を考えいくんだということは、やはりいろいろな経済全般からながめていく場合に、いろいろ問題がある。しかも社会党の国民年金を見ますと、国民年金だけに歳出の一三%が使用されることになつておるわけなんです。こういつたことになりましと、国家財政上国民年金だけに歳出の一三%も使用するといふことは、医

療その他の社会保障制度との関係上、非常に実現の点においては問題があると私は思う。この点について八木委員はどう思つておられますか。もう一度お答え願いたい。

○八木一男君 最後の点以外、おつやつた点について一つ一つ触れさせていただきます。今、退職しなくとも六十でやるということは不公平じやないかというような御意見があつたようになります。これは先ほどわが党の労働大臣と曰されております多賀谷真稔委員の不規則発言がありましたけれども、それと同じように、自営業者においても同じでございまして、そういうことは全然不公平だということにならぬ。自営業者はそれがだけの収入を上げおられるのに、また店があれば収入が上ののに、やはり老齢で六十で年金になる。退職しなくとももらえるのは不公平であると言われますけれども、たとえば今の定年制といふ問題は非常に問題がありますが、五十五才定年制をとつておるところが非常に多い。これは批判に値すると思ひますけれども、そういうことであります。それは批評に値すると思ひます。それから見て普通の状態である。でありますから、今おつしやつた就職していても六十でももらえるといふことは、ごく一部の方の問題であります。それからそういう方がまた就職したからもらえるといふことは、あるいは社会保障制度を打ち立てるといふことです。しかし私は年金をもらえないといふ場合には、六十五才まで延ばして増額年金をもらえる。あるいは五十五才からもらいたい人は五十五才

れども、世の中には収入のない老人がたくさんある。そういう状態で政治を考えてもわななければならぬ。そういうものが一三%であろうが、五〇%であろうが、そのために増税が行われても年金法を作らなければならないと考えております。

それから一番最後に、財政の点について一三%という数字でございます。私どもはパーセンテージはそう大した意義はないと考えております。といつてもある程度の意義はございます。國民年金だけで一〇〇%というわけにはなりません。ある程度のパーセンテージということは必要でござります。それで、生産活動を離れててもそういう点で活動をされればいいわけでございます。少くとも六十からはその老齢年金をもらつて生産活動から離れ、生産活動は若い元気な人にまかせるという時代に当然なるべきだと思います。三十五年後、四十年後というように、両案の完成のときには当然そういう姿が生まれておる。そういうことでこういうことになつておるわけであります。それからその次に年金だけで将来暮らすと、いふ考え方はどうかと思うといふことを、今もさつきも前段においても言われたようであります。これはそうであつてはならない、年金だけで暮らせることになつていいなければいけないと思います。

〔大石委員長代理 退席、大坪委員長代理着席〕

ほのかの収入があるから幾分のカバーをすればいいという考え方では、収入のない老人は健康で文化的な生活はできぬません。でござりまするから全国民が年金で暮らせるという制度を作らなければ、年金の意味は半減をするわけですか。お互いに幸いにして毎日の生活をやつておりますから、そういう方々親切な制度も設けておることは、八田先生御承知の通りであります。大体に

おいて、将来においてはオートメーションが進みまして、労働力が余つて使う私は思う。この点について八木委員はどう思つておられますか。もう一度お答え願いたい。

○八木一男君 最後の点以外、おつやつた点について一つ一つ触れさせていただきます。今、退職しなくても六十でやるということは不公平じやないかというような御意見があつたようになります。これは先ほどわが党の労働大臣と曰されております多賀谷真稔委員の不規則発言がありましたけれども、それと同じように、自営業者においても同じでございまして、そういうことは全然不公平だということにならぬ。自営業者はそれがだけの収入を上げおられるのに、また店があれば収入が上ののに、やはり老齢で六十で年金になる。退職しなくとももらえるのは不公平であると言われますけれども、たとえば今の定年制といふ問題は非常に問題がありますが、五十五才定年制をとつておるところが非常に多い。これは批判に値すると思ひます。それから見て普通の状態である。でありますから、今おつしやつた就職していても六十でももらえるといふことは、ごく一部の方の問題であります。それからそういう方がまた就職したからもらえるといふことは、あるいは社会保障制度を打ち立てるといふことです。しかし私は年金をもらえないといふ場合には、六十五才まで延ばして増額年金をもらえる。あるいは五十五才からもらいたい人は五十五才

れども、世の中には収入のない老人がいる。そういう状態で政治を考えてもわななければならぬ。そういうものが一三%であろうが、五〇%であろうが、そのために増税が行われても年金法を作らなければならないと考えております。

それから一番最後に、財政の点について一三%という数字でございます。私どもはパーセンテージはそう大した意義はないと考えております。といつても一定程度の意義はございます。國民年金だけで一〇〇%というわけにはなりません。ある程度のパーセンテージということは必要でござります。それで、生産活動を離れててもそういう点で活動をされればいいわけでございます。少くとも六十からはその老齢年金をもらつて生産活動から離れ、生産活動は若い元気な人にまかせるという時代に当然なるべきだと思います。三十五年後、四十年後というように、両案の完成のときには当然そういう姿が生まれておる。そういうことでこういうことになつておるわけであります。それからその次に年金だけで将来暮らすと、いふ考え方はどうかと思うといふことを、今もさつきも前段においても言われたようであります。これはそうであつてはならない、年金だけで暮らせることになつていいなければいけないと

ころがあつて、そんなパーセンテージはいけないという意見が出るかもしれません。これが一三%であろうが、五〇%であろうが、そのために増税が行われても年金法を作らなければならないと考えております。

それから一番最後に、財政の点について一三%という数字でございます。私どもはパーセンテージはそう大した意義はないと考えております。といつても一定程度の意義はございます。國民年金だけで一〇〇%というわけにはなりません。ある程度のパーセンテージ

ろうと問題はない私どもは基本的に考えております。ただし現在そういう状態でありますから、財政との関連で、わが党もいろいろ考へまして七千円を基盤とした案を作つたわけあります。先ほどの一三%という例は、先生が今そこで資料となさつておられます。八田先生に申しましたことは、財政と年金との関係を概説的に申し上げましたのであります。それで、これを一つ一つ御指摘になりましたならば、その点にいかといふ点が出て参ります。概説についていろいろこれはこの数字ではないかといふ点に申し上げただわけであります。総体的な心配がないだけであります。總体的な心配がないといふことをこれから説明をさせていただきたいと思います。

その前の、前段になつております減

税をして三兆三千億程度のものにな

り、四千二百億のときに一三%程度に

なるといふことを申しました。そのと

きの三兆三千億といふ問題であります。

そこで四割の減税を見たならば、

といふことを入れております。四割の

減税はする必要はないといふ考へもあ

り得るわけであります。社会保障でま

かなかつたならば減税ということは社会

保障よりは、所得再分配の意味では意

味が少いわけであります。減税政策を

ならば、増税をしなくとも、減税をス

トップしましたならば、これは五兆六

千億という金額に相なるわけであります。

ところがこれは四%という最低の

厚生年金が幾分バランスが合わない。

それを五年後に返せるというような状

況をとつておられます。現在の財政ワ

クに對する厚生年金のバランスが合わ

ない。金額を比較いたしますと、たと

えばこのような十五兆というようなこ

とに對応したもののが相当の運用をして

もできる。十兆の運用をすることもで

きるといふことも言い得るわけです。

そういうことで数字の一つ一つをお取

り上げになりますと、これは説明の中

で少し食い違いがあるのではないかと

いう点は明らかに出て参ると思います

けれども、總体的に見てこの十一兆の

ところを、五兆六千億、さらに三兆三

千億縮めまして計算しても、そのくらい

だけとどっちも異同はございません

し、神様じゃございませんから、厚生

大臣が何十人をもつても、三十五年後

に小さな数字になり、財政は非常に楽になる。百年といふのはあまり

遠過ぎますので、もつと近い例をとり

ますと、五十年後に四%の経済伸張を

いたしますと、七・一倍になります

十兆の財政ワクになる。五・五にいた

しますと二十兆の財政ワクになる。六%

にいたしますと二十五兆の財政ワク

になるわけであります。その場合には

八%の減税がめちゃくちゃに小さ

な数字になる。三十五年後の一番苦し

い時点において考へた場合に、五十年

後とか六十年後とかにどれくらい楽に

なるかといふことは、その当時に明ら

かに推定がつくわけであります。もし

苦しければ、そのときにおいて相当多

額のものになつております積立金をそ

の明らかなる見通しにおいてその何分の

問題があるわけです。ですからやはり

去の蓄を再分配しよう、新しく富を生

産しようという意欲の面から見ますと

問題があるわけです。ですからやはり

生き残れなければペーセントでおつ

ね。ですから国家資本を消費的な部門

にして、今のお話しになるような経済の

成長の伸びをいたすためには、やはり

が、その中に所得再分配というお言葉

を聞いたわけですが、國家資本を投資

して、今のお話しになるような経済の

成長の伸びをいたすためには、やはり

が、その中に所得再分配ということが必要なのです

から、五人世帯の例で申しますと、結局世帯の全収入を世帯

員数で割った金額が三万五千円以下の

ものでありますから、五人世帯の例で

申しますと、十七万五千円の収入の世

帯以下は——割合はだんだん違います

けれども、減額を受ける、免除を受け

れる方は、生活保護法の適用者の世帯給

収入を世帯員数で割った金額が一人当

り年額二万四千円以下の場合は、

とあります。人数につきましては、

今一応お答えをいたしましたけれど

厚生年金が幾分バランスが合わない。

それを五回に亘りまして、厚生年金が幾分バランスが合わない。

それを五回に亘りまして、厚生年金が幾

○八田委員 そこで資料はあとで出しましたが、正確を算出して、あしたゞめども、一百分のページを計算いたしまして申し上げます。

案の十条、十一条を見ますと、非常に低いところの所得者が徴税される。また徴税されるにしても、今ちょっとお話しになつたように、世帯の人員で割つた所得ですね、これは十一条に書いてござりますが、二万四千円から三万五千円、そうすると十二万円から十七万五千円の収入者の所得ですね、こういふ人からも保険税といふのは徴取されるわけなんですよ、これはわれわれが考えておるボーダー・ライン層です、ボーダー・ライン層から徴収する保険税をあなた方が平均でやられたやつは百六十六円ですか、そういう金額が出ておるのですが、果してこれができるかどうかといふことが問題になるのです。ただ例をあげてみなければなりません。例をあげて申し上げてみますと、標準世帯五人といたしまして、小売商をやつておるような家庭です。これは五人家族ですから、あなたの方の社会党案によると、夫婦は受給権者といふふうになつて参ります。子供を三人持つておる。この三人は被扶養者ですから受給資格者ではないわけです。こういう五人家族の小売商店があって、その世帯収入が十五万円、ちょうどそのあなたの方の言われる第十一条の五号ですか、それに当る例を取り上げてみますと、十五万円の世帯収入がある。そうすると十五万というのは、全国平均の世帯収入といふのは三十万円ですから、全国平均世帯収入から見る半分です。しかも五人家族だ。それ

か年金税割をしてとうとうなんに取られるかと申しますと、第十条によつて大体提案の説明で均等割が五、所得割が三、資産割が二というふうに、五、三、二の国民健康保険の保険税の徵收と同様の方式をとつておる。ところでこの計算でいきますと、均等割は千円納めなければならぬ。二人ですから二千円納めなければならぬわけですね。所得割の方はどうかと申しますと、これは十五万円の百分の〇・二八八をかけてみますと四百二十円といふ所得割を納めなければならない。資産割は、もちろんこれはあなたの方でないと固定資産税ですが、こういったものには固定資産税がないものとしまして、資産割はゼロになります。これをさらに十一条の五によつて百分の五十五をかけていくわけですね。そうしますと千二百十円といふものを納めなければならぬわけです。千二百十円の年金を受けなければならぬといふことに、ところが社会党の方はびつかりと入つてゐる。年間千二百十円といふものを納めなければならぬわけです。しかも年間千二百十円と申しますと、国民健康保険なんかを計算いたしますと、国民健康保険で三千六百幾らですか納めなければならぬわけです。こういうふうになりますと、こういった零細な世帯なんを計算いたしますと、国民健康保険で三千六百四十円といふものを年収者から千二百十円といふものを年

金利として徴収】一方また国民健康保険から三千六百幾らといふのを取らなければならぬ。そうしますと、この世帯のようなボーダー・ラインではとてもやつていけない。政府案ですと、もちろんこういった世帯に対してもは均等割といふものを納めなくていいわけです。均等割を納めなくて済みますとゼロになる。こういうことがありますので、しかもせつかくこれだけ詳しい法案を作られておつて、地方税法で特別に考慮されておるところの身体障害者、寡婦の場合は均等割をかけないということになつておるのであります。これは法律二百二十六号でそういうことが規定されているわけです。ところがこういった考慮が全然ないもんですから、まるまる取られちまうのです。そうしますと、社会党は盛んに社会保障的な面から年金といふのをやつていかなければならぬのだと声を大にして叫ばれておりながら、政府案では全然対象にしていないような零細な世帯収入者、たゞ十五万円しか世帯収入を上げ得られないといふような、ほんとうの零細な家庭から、千二百十円の税金を徴収する。こういうことは問題であらうと私は思うわけであります。この点、八木さんはいろいろやらねたんでしようが、こういった零細な、十七万五千円から十二万円といふような所得階層の家庭からは、市町村住民税を取つていいのですよ。それを年金税といふもので取り上げるのですから、これは非常に問題であらうと私は思ひます。この点についてちょっとお伺いしたいと思う。

はいたる處へおれども、片方の一番特徴的な点をとりますと、そういうような御議論が生まれてくるかもわかりませんが、総体的なバランスのある制度として御検討をいたぐると非常に幸いだと思うわけであります。政府の方は免除規定があるというようなことになっておりますが、国民年金の免除規定といふものはないまでもござつております。それで政府がただ攻撃を受けた場合に、三割程度を免除するといろいろなことをここで言つておられますけれども、三割のどこまで免除するかということのはつきりとした規定がございません。今までの政府のやり方でいふと、これは生活保護法の適用を受ける人、生活保護法も政府の方は生活扶助という言葉を使っております。教育扶助その他を抜かしておられます。そういうような人、そのちょっと上のボーダー・ラインだけが免除の適用を受ける。ボーダー・ラインの上の、ただいま御指摘になつたようなところが免除の規定の適用を受けると、は、あの条文と今までの政府のやり方から見て私どもは解せられないわけです。そいたしますと、政府の方は、結局百円なり百五十円が強制的に適用をされるわけです。ここで減額の規定の上の方をとられましたから千二百円ということになりますが、月額ほどんど百円ということになります。免除規定で月額九円くらいのところまであるわけです。高い方の例をとられましたけれども、この例で申し上げまして、政府案の百五十円や百円——百五十円は期間が長いのですが、それよりはぐっと扱いやすいということになつております。政府案の免除の規定がある

前段においてて言われましたけれどもあの免除規定のどこを探しても、ここが適用されるというほんとうの根本的な規定はございません。政府の今までのやり方にしてみたならば、この免除規定はほとんど適用されないで、その上に上げられた線は百円と百五十円を強制的に徴収される。徴収ができるなかつたならば年金額が減らされるということになると私は理解いたします。そういう点において、社会党案の方がはるかにすぐれていると私は考えております。特に社会党案の特徴の出ない時点をあげて御説明になりましたところでもそうです。

次に身体障害者と母子の免税の点であります。それはこっち側でお考えになつていただきたくないと思うわけですね。たとえば十五万の点で比較をいたしますと、社会党案では十五万の家庭において身体障害者と母子家庭には年金が入るわけであります。母子家庭においては月三千円、そして子供は月六百円、五人の母子世帯においては第二子から加算がつきますから、六百円三人分で千八百円と三千円で四千八百円、年額にすると六万円近くの金が入る。均等割の免除と、その年金を受けるのとどつちが利益があるか、これは天地雲泥の差があつて、比較のしようがないくらいの差です。身体障害者年金においても同様であります。一つ一つ連つた制度の一つの点だけを取り上げるといろいろな議論が起りますが、総体的にすべての気の毒な人にとつてどうであろうかといふことをお考えいただけば、社会党案の方がはるかにすぐれている点をお認めいただけたと思いま

○八田委員 こういつた市町村民税の対象にならぬよろんな人から取り上げるということが問題であるということですね。一体こういつた市町村民税の対象にならぬよろくな人からどうして取り上げるかという問題と、こういつたものは事務上非常に繁雑ですよ。実際きのうも滝井君が盛んに質問をしておりましたが、こういつた零細なボーダー・ラインの階層は、なまの所得を市町村でもつかんでない。今日の状態ではつかみようがないのです。こういつたようなこまかい規定をあげられただれども、実際問題としてこれは現在の機構ではできない。それはあなたの方で、年金税専門の国税庁をもう一つ作るうじやないかという構想でもあれば別問題ですが、そうすると人件費が非常にふえます、事務費もふえます。私は問題点がたくさんにあるとと思うのです。こういつた十二万円から十七万五千円といいうようなことは、税務署でも市町村でも全然つかんでない数字なんですね。これをどうしてつかんでいられるかということの疑問が出てくるわけでございます。この点は八木さんも、これはしまったと思っておられるかもしれません。八木さんとしては提案者だから、あくまで強弁して、絶対そういうことはありませんと言われるかもしれません。現実問題としてこれは実務上不可能だということと、社会保障ということを強く言われながら、こういった零細な、政府も除外しておる所得階層から取り上げるということは、年金税額から見ましても、これは非常にむずかしいと私は思います。

ところで、さらに申し上げたいのは、特別年金制度は政府の無拠出年金になるものなんですが、社会党では盛んに政府の案は所得制限が非常にきびしいのだ、きびしいのだということを言つておられます。この法案を見ますと、政府案より特別年金の所得制限といふのは非常にきついのですね。ところが、さういふことを非常に意外だたのですよ、この法案をつと調べてみますと、実際政府案を作つていく場合に、非常に所得制限がきびしいといふことを盛んに問題にしたのですが、社会党案を見るとなおさらにはきびしいんじゃないか。これは一体、社会党の言つておられることを行うことなどが全然違うのじゃないかというような異様な感じに打たれたのです。この点についてお伺いしたいのですが、例をあげて申しますと、たとえば八木さんが本会議で説明されましたものを見ますと、「世帯収入の項目について不公平が起らないよう細目の規定をいたしております」となつております。養老年金については世帯収入の金額が三十七万二千円をこえるとき、母子年金については十九万八千円をこえるとき、また身体障害者年金については二十四千円をこえるときは全額支給停止、こうなつておるわけであります。この点は政府より非常にきびしいのですね。しかも世帯所得金額の計算といふものが、家族ぐるみの計算になつてゐるんですよ。世帯主及び世帯員の前年の所得の合計額といふふうになつてゐるのです。ところが政府の方はどうかと申しますと、世帯所得によるところの制限といふものは、五十万円を基準にしていることは八木さんもよく御

存じのところであります。しかも政府の言う世帯所得といらは、受給権者を扶養する者の所得をいうのだと言ふて、世帯主一人の所得をさしている。家族ぐるみじゃないんですよ。こういったふなことになつて参りますと、社会党案の老人年金は農村に私は均霑しないんじやないかと思うのです。というのは、入木さんも御承知のように、今日の農家は七割近くは兼業農家ですから、家族ぐるみの所得を合せますと、全部これはオーバーしちゃうのです。そうしますと、農村における老人が非常に期待しておる老人年金は、もう農村にはいかない、こういう結果が出てくるわけなんですね。ですからこの家族ぐるみの所得といらものは、私は政府案に比べると非常にきついと思うのですね。これは年金財政を何とかしてでつち上げていかなければならぬということで苦しめたところでございましょうが、私に言わせると涙のないやり方だ、こういうふうに感ずるのでですが、この点いかがでしようか。

次に所得制限について申し上げますと、これは八田先生社会保障の大家でござりますから、全部をおっしゃっていただきたいと思います。たとえば母子年金と身体障害者の所得制限は、政府の方は十三万円を基準としておられる。母子の加算について少しの弾力性はありますすが、大体において十三万円。ところが社会党案の方は基本的に十八万円。十二万円との境を作ったのであって、十八万円が基準。十八万円と十三万円とどちらがきびしいかと言えば、明らかに十三万円の方がきびしいのです。

次に十八万円のところが十八万円きつちりではありますんが、法案をよくお読み下さいと、たとえば十八万円きつちりの人が、身体障害者年金十八万円では半額になりますから二万四千円もあえたときには二十万四千円になる。そうすると十八万円とびとびになるから、そういうことにならないように上に合わせるような方策をとる。そこには家族加給もその要素に入っております。家族一人について、身体障害者、配偶者の人も長子の人も入りますから、五人家族だったら四人、七千二百円の半分の四倍、一万四千四百円というものがそこに加給され、二十二万四千円にプラス一万四千四百円で二十一万八千円をオーバーするところまで障害者年金がいくわけです。母子においても家族加給を入れて加給二人分として十八万七千二百円、それ一万八千円で、二十万を突破するところまで母子年金が支給される。母子

年金と身体障害者年金、政府の方でいわゆる母子援護年金、障害者援護年金の方においては、明らかに社会党の方は所得制限ははるかにゆるいといふことは断言してもちつとも間違いないございませんし、八田先生もお認めなさるだらうと思ふ。

次に、老齢援護年金並びに養老年金であります。前にこの老齢援護年金、養老年金につきましては、制限のごく一部について社会党案の方がきついところがあります。私どもはこれはきつくすべきだと考えております。政府案の一書きついところは年令制限です。七十才以上の老人しかやらない。社会党は六十才以上の老人にやる、これが一番大きな要件であつて、一番金を食う要件であります。社会党はどんな金を出してもこれは必要だと思いまして、ここで踏み切りました。ちなみに、八田先生にこんな軽視に説法を申し上げて恐縮でございますが、六十九才の老人の場合、社会党案において一番多い方の部分をとりますと、十八万円の支給がすでに行われておる。政府案においては六十九才でなくなりた場合には、ゼロ、猛烈な差であります。そのような差があることをお認めを願いたいと思います。これは年令制限であります。それから農村のことを言わされました。農村においては老衰度が早いのでございますから、六十五とか六十七で開始しなければ農村の老人は実際に適用を見ません。七十才以上さえ人は、都会で会社の社長でもしてい非常に健康状態のよかつた人が多いのであります。農村の非常に勤労で苦しんできた人には、政府案は实际上はほとんどないも同様であり、社会党

は六十才からもらえるといふ点で、農村の方の適用は社会党案の方がはるかに多いということを、年令の点で申し上げられるわけであります。

次に所得の点でも申し上げられるわけであります。所得制限は、政府案は三段階の制限をしておられます。まず本人所得制限十三万円であります。これは社会党案と同じであります。次に配偶者所得制限、現在、税法によりますれば、十九万円の限度であります。税法の改正が行わればこれが二十一万円の限度になります。そういうふうに配偶者所得制限という条項がもう一つよけいにあります。社会党案にはございません。次に世帯所得制限、これが政府案では五十万円といふことであり、わが党案では基本的に三十六万、精密にいえば三十七万二千円までということになつております。このような差がある。その点については、確かに一応その時点だけでは御指摘の通りきついといふことも、極端にいえばいえるわけであります。それからもう一つは世帯所得制限と扶養者の所得といふことになります。扶養者の所得が五十万あって、世帯が七十万あっても、支給されるといふことを強調しておられます。扶養者が五十万の所得でほかの家族が二十万の所得があつて、七十万の所得でも老人に差し上げるといふ特徴を強調しておられた。私はこの考え方方が根本的に間違いであると思う。五十万の所得といふのは月四万の世帯、七十万の所得といふのは月六万の世帯、そのくらいの仕合せなことを申し上げる必要があるか、極端にいえは八田

先生でも、住友吉左衛門氏が七十才を越えられた場合には月千円を上げようとはなさっておられません。所得税は金持だけが払うというけれども、砂糖の税金とかタバコの税金とか酒の税金、これは一般の庶民が払う。その庶民の払った財源をさして住友さんが幾年寄りだからといってただのものを差し上げるわけにいかない。そういう考え方の上から所得制限をされたわけです。これは正しい考え方であろうと思う。社会保障制度審議会が根本的な間違いをして、それをワフワとしているというような間違った答申をしたために、政府案が牽制をされましたけれども、賢明にもその牽制に乗らず所を得制限をせられたことは、政府の正しい態度であると私は思います。金が無尽蔵にあればどんな老人にも差し上げていいのです。もちろん年金税や保険料を払う拠出年金の方では、私どもの方も政府案もどんな所得の人にも払うことになつていて。私の方は特に住友さんでも一回年金税を払ってくれれば全部差し上げます。このように理想的な形においてどんな人にも差し上げる制度を持つております。しかしながら過渡的に限られた財源で差し上げる場合には、必要の度の多い人に差し上げるということは当然考えられなければならない。そこで五十万の所得は月四万、あるいは今おっしゃった扶養者以外の家族の収入制限がないと、ほのかの家族の収入があつたらもつと高いところまでいく、七十万の所得、月六万の世帯の仕合せの老人にも差し上げたいとは思いますが、もつと差し上げなければならぬ人をほつたらもつと高いところまでいく、そのような比較的恵まれ

た方々に差し上げるという考え方の方々は、財源が限られている点を考慮に入れる所と、社会保障政策的の考え方ではないと思います。これははつきり申し上げますれば、そういう家庭の方々はつき合いが広いのであります。老人も息子さんも奥様もお嫁さんも——息子さんは奥様で話す、会社のつき合いで話す、奥さんは婦人会の幹部になつてゐる。岸さんはいいことをいつた、うちの老人にも月千円くれる、うちは五十万円も取り入れがあるから年金半円はあまり意味がないけれども、年寄りを敬う岸さんは気持はいいものだというよくなことをお話しになります。そうなれば選舉の要請が非常にふえる、そういうよくな選舉を予想した年金であると私どもは考えます。ほんとうの社会保障の年金であれば、そういう方々にさし上げるお金が、あつたならば、それを母子世帯の、姉が弟妹を養うとか、祖母が孫を養うとか、二級の身体障害あるいは内科障害になぜ差し上げませんか。

件は生活であります。生活の苦しいと
に上げるということであります。ですか
から世帯の制限と本人の所得の制限が
けでいいわけであります。そこで配偶者
所得制限ということは実に意味のな
いことであります。これは実際には五
十万の家庭は差し上げますといつて選
挙民の気持をひっぱっておいて、大蔵
省の家庭は二十一万をこえたら上げ
せんよという内容を包藏しておるわは
です。農家におきましては、今の態勢
上老人が隠居することはほとんどござ
いませんから、その人たちは家督を誰
も、老人の所得になると、これは本
の所得だということになって、本人に
はくれません。そのほかに本人の配偶者
者、すなわちおじさんに所得がある
とおばあさんももらえない、本人が大
きなないということは形式上仕方がな
いとしても、そういうことでおばあさ
んまでもらえない、そういうことでは
農家は全く失望するでありますよ。

八田さんは農家の方が適用に工合がいい
といわれたことは一部の富農、ほん
とうの富農の立場であつて、日本全体
の農民を考えると、日本社会党の案の
方が、ずっと農民のためにいい、全国
民のためにいいということを断言でき
ます。

ちなみに数字を申し上げますと、社
会党の案と政府案の比較におきま
で、七十才以上の老人で三十六万ない
し五十万、三十七万二千円を計算して
ございませんから、家族加給の方を支
れても大体同じになるでありますよ
う。その間の対象者は二十五万、政府
の方の年令制限において排除されるふ
のは、本人所得のある人を入れて四百

午後四時五十二分開幕

田委舞長 伊惣前は弓道練習の爲

再開いたる

男君外十四名提出の国民年金法案及
國民年金法の施行及び国民年金二也

国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案を一

議題とし、審査を進めます。

質疑を行います。八田貞義君

していただきます。休憩前の質問に

きまして、所得制限の規定というものは、社会党案の方がきびしいんだと

うことを申し上げたのに対して、八

君からだいぶいろいろ説明がございましたが、説明を伺うとだいぶ苦しい

うでありますて、顧みて他をいうと

うような格好で、どうも社会党案の

ひし遺物の集にへて、たゞ医省

卷之三

た方々に差し上げるという考え方の方々は、財源が限られている点を考慮に入れる所と、社会保障政策的の考え方ではないと思います。これははつきり申し上げますれば、そういう家庭の方々はつき合いが広いのであります。老人も息子さんも奥様もお嫁さんも——息子さんは奥様で話す、会社のつき合いで話す、奥さんは婦人会の幹部になつてゐる。岸さんはいいことをいつた、うちの老人にも月千円くれる、うちは五十万円も取り入れがあるから年金半円はあまり意味がないけれども、年寄りを敬う岸さんは気持はいいものだというよくなことをお話しになります。そうなれば選舉の要請が非常にふえる、そういうよくな選舉を予想した年金であると私どもは考えます。ほんとうの社会保障の年金であれば、そういう方々にさし上げるお金が、あつたならば、それを母子世帯の、姉が弟妹を養うとか、祖母が孫を養うとか、二級の身体障害あるいは内科障害になぜ差し上げませんか。

件は生活であります。生活の苦しいと
に上げるということであります。ですか
から世帯の制限と本人の所得の制限が
けでいいわけであります。そこで配偶者
所得制限ということは実に意味のな
いことであります。これは実際には五
十万の家庭は差し上げますといつて選
挙民の気持をひっぱっておいて、大蔵
省の家庭は二十一万をこえたら上げ
せんよという内容を包藏しておるわは
です。農家におきましては、今の態勢
上老人が隠居することはほとんどござ
いませんから、その人たちは家督を誰
も、老人の所得になると、これは本
の所得だということになって、本人に
はくれません。そのほかに本人の配偶者
者、すなわちおじさんに所得がある
とおばあさんももらえない、本人が大
きなないということは形式上仕方がな
いとしても、そういうことでおばあさ
んまでもらえない、そういうことでは
農家は全く失望するでありますよ。

八田さんは農家の方が適用に工合がいい
といわれたことは一部の富農、ほん
とうの富農の立場であつて、日本全体
の農民を考えると、日本社会党の案の
方が、ずっと農民のためにいい、全国
民のためにいいということを断言でき
ます。

ちなみに数字を申し上げますと、社
会党の案と政府案の比較におきま
で、七十才以上の老人で三十六万ない
し五十万、三十七万二千円を計算して
ございませんから、家族加給の方を支
れても大体同じになるでありますよ
う。その間の対象者は二十五万、政府
の方の年令制限において排除されるふ
のは、本人所得のある人を入れて四百

二十五万人と推定されますから、本人所得のある人は百万人くらいになりますから、その差約三百万人が排除されます。仕合せな二十五万を入れるために、不仕合せな三百万人を排除し、さらに母子年金、身体障害者年金をつたらかしにするという給付制限のやり方は、確かに間違つておると思うのであります。八田先生は私はかねがね尊敬申し上げておる、自民党で一番尊敬申し上げておる議員の方であります。先生御自身でこういうような政府案の間違つた配分の仕方を直していただくべきであります。お考えになつていただければ非常に仕合せと思います。

○大坪委員長代理 本会議散会後まで休憩いたします。

午後三時二十分休憩

午後四時五十二分開議

○園田委員長 休憩前に引き続き会議を開きたいです。

内閣提出の国民年金法案並びに八木一男君外十四名提出の国民年金法案及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑を行います。八田貞義君。

○八田委員 八木君に引き続いて質問をしていただきます。休憩前の質問におきまして、所得制限の規定といふものは、社会党案の方がきびしいんだよ

いうことを申し上げたのに対し、八木君からだいぶいろいろ説明がございましたが、説明を伺うとだいぶ苦しいようでありまして、顧みて他をいろいろな格好で、どうも社会党案のきびしが過ぎる案について、だいぶ反省をされたように思うのであります。

それで、こういう問題を一々質問してもおつたのでは大へんな時間がかかる、何とかして国民待望の年金制度といふものを打ち立てていかなければならぬわけですから、社会党の案について、理想案々々といふに言われておりますが、今までのいろいろな質問展開によりまして、似て非なる理想案というような格好になつてくるわけなんです。特に問題としなければならないことは、社会党の委員の方が政府に対していろいろ積立金の運用問題について相当強く質問されてきておるわざを見させていただきますと、国民年金特別会計法案の十八条に、一条だけしか書いてないのですけれども十八条にこういふことがうたわれておるわけです。「一般国民年金勘定及び労働者年金勘定の各積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。」と書いてある。これだけなんですね。私ら今まで社会党の委員の方々のいろいろの質問を通してみて、社会党の主張からすれば積立金の運用問題については、当然被保険者の福祉になるようなる積極的な運用が行わなければならぬわけであります。ところが申し上げましたように、国民年金特別会計法案の十八条だけで運用することができるといふふうに書いてあって、何ら積極的な意欲が盛られていないわけです。「できること」ですから、この法文をそのまま読めば、資金運用部資金法といふものみますと、あたかも自主運用の余地があるかのように考えられるわけです。

が全然やられないのです。いろいろな関係法律の改正はやられておりますが、この自主運用に最も大切な資金運用法の改正は、全然やられていない。これでは社会党の主張が全然やられていわれていないじゃないですか。積極的な意欲というものは全然ないわけなんですが、この点は一つ大きな問題になると思うのですよ。全然やられることは日本社会の現状で

居るのですが、然ることで、自己尊重の余地がないのです。この点について、ちょっと御説明願いたいと思います。

○八木一男君 確かに適切な御指摘です。私もはこの补充

金の運用が行われるならば、その資金の方々に分担されるよりも集中されてしまう。そういう方がいい、という条件になります。そういうことだとこういうことにまづい。大資本に重みがかかるとなつたわけであります。ただしそれは零細企業者やそういう国民に還元といふような意味があまりとられていない。という条件下においては、当然考えなければならぬことがあります。それは、そういう条件を直すためには、資金運用部のやり方を直すことが行政的に必要でありますしようけれども、その問題を現在担当しておる内閣がやられて、すぐそれがなされない危険性が多い場合には、厚生省の特別会計であるとか、あるいは失業保険は労働省の特別会計であるとか、そういう部門に分けた方がこの弊害が少ないと私どもは考えております。その意味において、政府の案が今やられておる資金運用部のやり方を根本的に変えるという意表をされない立場において、厚生省の特別会計でこれをやりになるという点は、その点だけにおいて、資金運用部に全部預託するよりは三分の一ほど残せばと言われますが、それの方がいいと考えておりますので、基本的に資金の運用を全部がよく運営されて、その運用されるべき金が一つに集中されしていくことが理想的の姿であらうと私どもは考えます。

す。それも根本的に考え方ですと、老人ホームとか母子のいろいろな施設、孤児の施設といふものは、この年金勘定の融資を受けて施設をすべきものではないと思う。基本的には国家の施策として財政支出をもつて老人ホームを作る、あるいは孤児の施設を作らる、これが基本的な立場であらねばならない。そういうことが行われておらないために、いろいろな会計において、自分たちの出した金だからそれを還元融資をしてくれということになつておる。還元融資をしたときに利率を非常に低くした場合には利息計算に穴があくということで、政府も苦心をされておる。基本的に考えれば、当然にこれらの施設は別の財政支出をもつてやるべきだということになるわけですが、そういうような小規模の直接の還元融資をたくさんやりました場合には、低利をもつてしなければなりません。その場合に、この預かった資金を有利確実に回すということと、背反する立場になります。会計法を運用される厚生省でも苦心されておりましたが、有利確実に回すということと、そういう必要な施設に使うという二つの要素があつて、その二つのどっちを立てるかということは非常に困難である。私どもは基本的にはそういう運用はすべて国家的な、国民的な立場ですべての資金を集中して運用する。そしてそれに必要な資金は、融資といふようなくちな形ではなくしに財政支出をもつて出す。これが基本的な立場であらうかと思います。ただしこれは基本的な立場を貫いた法案でございますから、自由民主党が社会党案に全面的に

賛成された場合において、資金運用部の運用がその面において全面的に変らない危険性がある場合には、これは厚生省の特別会計として厚生省のみの運用として残して、政府の方のやり方をやるということに反対するものではございません。でございますから、政府の方が、もし政府案を撤回して社会党案に御賛成になるという意思表示をせられ、その意味において御相談下さいますならば、現実の時点において、私どもは八田先生の御高見を十分拝聴して、この点についていろいろの手を加える用意があるということを申し上げておきます。

一千二百億の所要額の計算に対しまして基本的な数字、いわゆる根拠資料といふものが無いのですから、何とも質問できないのですが、こういった千二百億というような大きなかが要るということとともに、もう一つ障害年金といふものの範囲が非常に大きい。これを社会党はどうようと計算されておるかしりませんが、特に障害年金の範囲が非常に広いということは、まず対象疾患を取り上げてみますと、外部障害ばかりではない、内臓疾患も含まれているわけです。普通の内臓疾患も含まれておるというのは、厚生年金の三級程度まで広げられておるわけであります。が、この内部疾患の場合にどのような疾患を考えられて、そらしてどのくらいの対象人員がおって、どれだけの障害年金を出さなければならぬかというやはり基礎的な数字があるての計算だらうと思ふのです。ところがこの千二百億円といふ所要額を、いろいろ先ほど申し上げましたような点から計算推定してみますと、どうもこれは障害年金についての計算がないのじゃないかと私は思うのです。そしてまた遺族年金に対する計算もないのじゃないか、こう思う。こういう点から考えますと、いろいろと疑問が起つてくるのですが、厚生年金は三級まで含まれておりますけれども、この厚生年金の場合には三年間は医療給付が行わることになつておるわけです。症状が固定してから初めて障害年金が与えられるわけです。ところが社会党の方はそういうた線が何もない。そういった一級、二級、三級といふことについてもすぐに年金は与えられる、い

わゆる医療給付期間といふものが度外視されておるわけです。ですから医療給付と医療給付期間を全く漠然と見て年金給付の対象とされているわけですから、こういった点についていろいろいふる財政上の面において実際にやれないというような格好が出てきやせぬかと思うのです。

そこで一つ具体的に質問申し上げたいのは、一体障害年金の対象者としてお考えになつておる対象人員をどのように考えておられるか。内臓疾患も含めていかれるなら一体どういら内科疾患を考えて対象人員はどうだ、こういふことを一つお示し願いたいと思ひます。

それからもう一つは、問題になるのは社会党案の施行期日、これは三十四年の十月一日から施行される。そぞると身体障害者である二十才から五十五才の者は年金を受けるわけでしょうが、一体第何条に基いてこういった年金を受けられることになるのか、法文においてお示し願いたいのと、こういった二十九才から五十五才の者について一体障害年金の給付対象者になる人員はどのくらいか、またその所要額といふものはどのくらいか、こういった数字をまずお示しを願いたいと思うのです。

○八木一男君 今計算の基礎その他といふことを言われましたが、計算の基礎はしております。事務局がおりませんけれども、社会党の計算の基礎がないようすに見ておられますので、ちょっとその点、そうじやないといふことをお示しを申し上げたいと思いま

御質問がございませんでしなけれども、養老年金の方は、六十才以上の該当者が六百四十五万八千人であります。六十五才以上は倍額になりますので、その養老年金の方の該当者は四百二十万五千人でございます。それから母子年金につきましては、該当者が、二万未満と十二万から十八万の間にと両方合せまして八十一万二千人になつております。家族は大体一・九六人として計算しまして、第二子を排除して、九六を切り上げて一人の多子加算があるという計算をいたしております。これがだけが計算の全部ではございません。実は先ほど申し上げましたうわ上げ分というものがあります。三十六万というのが三十七万二千円まで、ただし三十七万一千九百九十九円のところは一円しかもらえませんから、そういう点も精密に計算した点がござります。それからすべての項目が政府案みたいて非常に簡単単純なものではありませんで、すべてに二段がまえの状態があり、その項目の適切な調整がすべてにござりますので、この計算は非常にむずかしいわけであります。すべてについて計算は精密にいたしてございますが、ただ一ぺんに口で申し上げるほど簡単なものではございません。

の方を該当させております。これは自分に所得能力がないということあります。それで、保険料支払い能力がない、年金税支払い能力がないということ無撲出にいたしております。それから社会党の年金制度全体を通じて申し上げられることでございますが、これは時代的な過渡的なことで、いたし方なく五十五才以上をその無撲出の低い方の制度にした。五十四才以下は壁をなだらかにいたしておりますけれども、拠出年金全部入れて、所得制限等を行わずに、全国民に適用させるというような組み立てになつております。

身体障害者につきましてはいろいろと考えたわけでございますが、結局身體障害といふ所得能力のない事態、これは、老齢年金のよくな拠出年金の根本的な年金の該当年令になつたときには、保険料を幾分払つてから身體障害者の年金を適用するという考え方が一般的のようでござりますが、私どもの考え方では、所得能力喪失といふ状態が老齢よりも度が強い、そしてその時点からすぐ払うのだということです。二十才以上はすぐ拠出年金の障害年金が適用されるという組み立てに相なつておるわけでございます。でございまして、一般に政府側の身體障害者に対する計算とはここで食い違つわけであります。二十才から五十四才までの人数が、社会党の場合はその対象からはずれるわけであります。でございまするから、社会党の身體障害者年金額が高いにかかわらず少いという感覚があるので、社会党の場合はその対象からじが、ちょっとごらんになると、直ちにいたすわけであります。そういう点で違うわけでございます。たとえば無撲出年金について私どもの計算と政府の

計算されましたしたのが食い違ちうといふ点も、全部とは言いませんけれども、この点の計算違いに相当大きな原因があるのではないかというふうに私ども考かんえておるのあります。条文についてはただいま探さしますのでちょっとお待まちを願ねがいたいと思います。条文は、拠出年金の障害年金の方に入つてあるわけであります。が、何條か探すにはちょっと時間の御猶予を願ねがいます。

○八田委員 八木さん、その条文は幾ら探してみてもないのですよ。そこで問題があるので。それがないから私は尋ねたのです。

そこで私も八木さんにお伺いするのですが、あなた方の法案の障害年金をつかまえてみて、発生時点が非常に不明確だということですね。内科疾患を含めておられるのですから。この点についての発生時点のつかみ方が非常に不正確になっておる。範囲が非常に広いのですね。労働者年金を考えてみると、あなたの方では、厚生年金なんかとは併給されるようになつておるのであります。医療給付を受けて、さらに障害年金を受ける。内臓疾患を含めているのですから、財政面から見ても、支給から見ても非常に過剰になつてくるのです。あなたが今言われた数は、たとえばこの法案でいく無拠出分に近いものですね。たとえば、年令が二十才未満の者、それから五十五才以上の者についての数字なんですよ。特に私問題にしておるのは、社会党の方では、これに對する費用として、四十五億円といわれておるので。ところが、あなた方がおあげになつた別表を参考にして、三級まで含められておる厚生年金の表をそのままもつてこられたわけなので

す。ところが、これによつて三級まで含めて、そらしてあなた方がお考えになつてゐるようなことをこちらの方で推計していろいろやつてみますと、大体身体障害者は三百万人くらいが給付対象になるのですね。それを今度はさらにこまかく分けてみると、結核のような場合、もちろんこれは入るわけですね。結核のような場合は、入院患者だけをつかまえて給付をする社会の方のお考えでしようから、そらしまさと百三十万人くらいになるわけです。精神病、これも入るのです。これが八十万人、外部障害が六十万人、それから脳卒中を起した、いわゆる中風になつた人々も考えに入れていくと——最近は精神病が非常にふえてきましたから、こういつたものを入れますと三十万、これが合計約三百万になります。ところが社会党の調整法案を拝見いたしましても、社会党でいておられる五十四億円といふのは、先ほど申し上げましたように、「二十才未満及び五十五才以上の者について特別年金による身体障害者年金を支給した場合、これだけを取り上げられておるようなんです。ですから二十才から五十四才までの者に普通年金による障害年金を支給するといふふうに、この法案を考えていかなければならぬのですが、そういうふうな対策はもちろんあるものだと私は思つておつたのです。ところが、これがないのですよ。そういう整理資源のものについて何らの考慮がなされていないといふことなんですよ。こういった整理資源に対する対策

としては、当然、社会党から出された国民年金の施行及び国民年金と他の年金との調整に関する法律案に基く費用として計上しておかなければならぬわけです。こういう点がちょっと私にははつきり飲み込めないのですが、一体こういった財源処置をどういうふうに考えておられるか。これは十月一日から動かさなければならぬのですよ。あなたの方の法案でいけば、当然こういった整理資源に対するおもんぱかりと申しますか、これは、やはりああいう調整法案を出されたのですから、調整法案に基づく費用として計上されておらなければならぬ。それがどこにもないのですよ。

間違った状態をとらない限りにおいては、なくなるだろう。それに対しまして、私どもはこれをやってみた場合の整理資源その他の手当は、もちろんなければならないと存しますが、これについて今後起るべき障害の大多数は交通事故によるものではないだろうかと考えておる。飛行機事故あるいは自動車事故、トランクの事故、電車の衝突というようなものが、増大する要因であって、ほかの身体障害者の増大する要因は、医学の進歩なり戦争をなくすということによつて減つてくる。今の状態で身体障害者のことを計算上ではそら心配なさる必要はないと思う。ただ交通事故だけは非常に心配な要素である。これにつきましては、この法案には載つておりますんで、その点御指摘をいたぐかられませんけれども、私どもは当然そういう交通関係の人の責任があると思う。現在自動車保険その他に關しては、非常に少額な補償を得その他の問題においてやられておりますけれども、障害を受けた本人の将来の面

当然交通機関が負担すべき分だと考
えます。この説明の中に、こまかい点
がありますから、申ししておりませんけれども、そ
ういう点については、交通機
関自体の安全措置をたくさんすべきで
あるし、そういう事故が不幸にして
起つた場合も補てんはさすべきで
ある。自動車保険を非常に高くしたもの
の、財源を国民年金会計に補てんする
ことによって、今おっしゃった整理資
源の問題を解決しなければならぬとき
えております。

非常に広い、医療給付とかふさつて給付されるようなかつこうになるということを申し上げましたが、現に傷病にある人、いわゆる経過処置分、そういった整理資源に対する財政的な裏づけがなければならぬ。これを私はさがしたところがないのです。そしてしかも調整法案にこの金額ははつきりと載せられていないければならぬわけです。これがないのです。今あなたの方の事務的な方が来られたようですから……。

○八木一男君 先ほどの条文のことについて御説明を申し上げます。

第二十一条に、「障害年金は、受給資格者が別表に定める程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。」と書いてございまして、年令についてはその部分の制限要綱が一つも載つておらないわけでございます。基本的にこれで適用するということになつて、それでその部分の、二十才と五十四才についての制限要綱がついておりませんので、その解釈ができるということになるわけであります。実際のことはそういうことであります。法律の構成が複雑になつていますので、ちょっとと読みにくいくらい要るかといふことは書いておかなければならぬわけです。あなたの方の調整法案を見ますと、何にも金額が書いてない。他の法案には書いてあります。

○八田委員 法律構成が複雑になつておつても、大切な点はやはりあなたの方の案を十月一日から動かしていかなければならないのですから、所要額がどうくらい要るかといふことは書いておかなければならぬわけです。あなたの方の調整法案を見ますと、何にも金額が書いてない。他の法案には書いてあります。

○八木一男君 整理資源について

ないと思います。整理資源について将

の……。

○八田委員 整理資源ではなくて、

「国民年金法の施行に関する必要な事

項及び同法で定める年金の支給と他の

法令で定める年金等の支給との調整に

関する事項について定める必要があ

る。これが、この法律案を提出する理

由である。こういう場合には障害につ

いても所要額というものを載せておか

なければならぬ。

○八木一男君 御質問は所要額でござ

りますね。法律的な適用対象が入るか

どうかという問題ではありません

ね。前の問題はさつきの御説明で御了

承領えたと思う。金額の方の問題は八

田委員の御計算では入らないといわれ

ますけれども、私どもの方では厚生年

金保険法の例によつて、一級、二級、三

級の計算——金額については、先ほど

申し上げました四十四億円という計算

を、整理資源としてではなくて、一般

会計の支出の中に入れてある。八田委

員はその額が少いとおっしゃるのであ

りましょけれども、私どもは厚生年

金保険法の分析、分類によりまして、一

級、二級、三級をおよそ十九才以下の

障害者の人数にその率をかけ、五十五

才以上の障害者の年令にその率をかけ

るわけございまして、将来起るべき

整理資源について、われわれに自信が

あります。以上は、現在の時点において今から整理資源を出しておく必要は

になつてくるのです。年金といふもの

の性格から離れてくるのです。こう

違います。その推計においていろいろな点で

出でます。こうしたことを排除す

るために、私たちいたしましては、

いっただけの財政支出をすればこれ

が埋まるわけあります。そういう点で

は彈力的にうまくできております点

をどうか御了承願いたいと思います。

○八田委員 八木さん、私が申し上げ

てるのは、あなた方は厚生年金に基い

て計算をしたんだ、障害者の対象者を

きめたのだと言わますが、厚生年金の

方は、発生時点をはっきりつかまる

ため、医療給付三年間というものを

ちゃんと置いてあるのです。あなた方

のは発病とか初診とかそういう関係な

しに、発生時点なんかここにはつきり

ないので、だからあなた方が計算され

たものは資料の取り方が非常に違うの

です。あなた方の発生時点が不明確

なんだ、そして範囲が非常に広げて

ある。こうしたことから考へると、約

三百万人の障害年金対象人員といふも

のを計算しなければならぬ。出てくる

統計によつて同じような努力をして

少數の人数と少ない金でやつているのは

信用ができないといふうにおとりに

なられるかもしませんけれども、同

じ統計によつて同じような努力をして

やつている点を御了承願いたいと思ひ

ます。そういう点でその計算した金額

状態でいろいろな推計をされたわけ

です。その推計においていろいろな点で

違います。こうしたことを排除す

るために、私たちいたしましては、

橋本龍伍厚生大臣のときに厚生省の資

料を拝見し、幾分の御援助を頼いた

い、社会党が国会でこういうことをや

る場合において、当然政府の方の参考

になる資料を掲げておかなければ実行

い得ないと私は考えるのです。十月一

日を控えて大へんな大きな問題であ

ると思うのです。

○八木一男君 何回も同じようなこと

を申し上げますが、八田先生は厚生省

側の計算せられた資料を正しいものと

し、社会党の計算した資料を不十分な

ものであるという立場において言われ

ていますが、三百万といううこ

との中には二十才から五十四才までの

障害者を加えた数字が入るのではない

かと私は考へるわけであります。そう

なりますと三百万と、今言つた二万と

二十八万、三十万という大きな差、い

いに私どもが一生懸命計算しましたも

のが、いかにわれわれの人数が少から

うとも、そんな大きな差が出るはずは

ありません。そこで二十才から五十四

才までを入れた数字が三百万ではない

かと私は考へるわけであります。不

明でありますから、さらに御指摘をい

ただきたいと思ひますけれども、そ

ういうような違いではないかと一応考え

ます。

それからもう一つは資料の点でござ

ります。資料の点につきましては、今

の……。

○八田委員 整理資源ではなくて、

「国民年金法の施行に関する必要な事

項及び同法で定める年金の支給と他の

法令で定める年金等の支給との調整に

関する事項について定める必要があ

る。これが、この法律案を提出する理

由である。こういう場合には障害につ

いても所要額というものを載せておか

なければならぬ。

○八木一男君 御質問は所要額でござ

りますね。法律的な適用対象が入るか

どうかという問題ではありません

ね。前の問題はさつきの御説明で御了

承領えたと思う。金額の方の問題は八

田委員の御計算では入らないといわれ

ますけれども、私どもの方では厚生年

金保険法の例によつて、一級、二級、三

級の計算——金額については、先ほど

申し上げました四十四億円という計算

を、整理資源としてではなくて、一般

会計の支出の中に入れてある。八田委

員はその額が少いとおっしゃるのであ

りましょけれども、私どもは厚生年

金保険法の分析、分類によりまして、一

級、二級、三級をおよそ十九才以下の

障害者の人数にその率をかけ、五十五

才以上の障害者の年令にその率をかけ

るわけございまして、将来起るべき

整理資源について、われわれに自信が

あります。以上は、現在の時点において今から整理資源を出しておく必要は

りますが、そして六十才と六十五才に

分けて、六十才千円ならば、六十五才

のように起るかもしれません。このよ

うな大混乱が起るときに、そのような

ことは政府案においても、政府案は

印刷をしていろいろ数字を書いてあ

る。だから信用できるように見えます

けれども、政府案の方の統計ですら、

けれども、この障害者の一級、二級、

三級がどのくらいであるか、その所得

がどのくらいであるかといふません。

本当に小山年金準備局長がおられます

けれども、この障害者の一級、二級、

三級がどのくらいであるかといふません。

いろいろの形で乗じ、それに家族加給を考慮した数字がこれでござります。私どもが數字的に無能力であると御指摘になるなら別であります。私もとしても一生懸命やつております以上、この金額にたとえは二十八億に対しても、三百億という差があるということは、根本的にさつき言つた考え方の方違ひのものとおける計算の違いであらうかと思います。

○八田委員 八木さん、この問題幾らつづいてもしよろがないだけれども、結局発生時点に対する考慮というものが、こういった年金を考えていく場合には、一番大切なんですよ。ただ場合には、厚生年金が与えられるという仕組みが出てくるわけなんです。ですから、これは今後やつていかれる場合に、やつぱりこういった発生時点をはつきりしておくことはどうしても必要なことなんですね。これなくしては線を引こうにも引けないですよ。これ非常に不均衡が起つてしまふやうなわけです。

○八木一男君 別表の状態になれば入ることになりますが、たとえはこの年

障害の状態にある——ひきつけを起してたとえば一日間その状態だといふ場合は、事実上入り得ないわけでありません。事実上一週間の間ひきつけを起して子供が動けないと、うな場合は、はすべての諸法令のやり方で、一年を単位にしなければなりませんから、そういうものは入り得ない。それからまた結核で猛烈にショーブを起して、そして一時的に八百くらいの肺活量になつた、肺切除もしていない、そういうものは当然今の医療法ではストレプトマイシンなりそれに順応した同じく、うな療法によって、急激なショーブは一月くらいで鎮静するものであります。これは八田先生お医者様で、私は説法でござります。でござりますから、病気の過程において身体障害が起つたということは、普通の病気ではこの年金の該当得ない状態になるわけではありません。ところで病気の過程においてそれ以上にならないということをございましたならば、これは政府案に対するいささか御批判を申し上げなければならぬわけですが、症状が固定しなければ、初級障害にあっても一級障害にあっても支給しないといふ条件を政府案としているが、政府の立場です。ところが私の乏しい医学知識をもつていたまして、八田医学博士に申し上げるのところが内科障害であれば症状が固定するかどうかわからぬから支給しないといふのが、政府の立場です。

病気は、これは現在の医学では回復不能であります。精神病の中の極端なものである躁郁症その他については、回復不能と私ども考えております。四分の三肺切除をした場合に、いかにこれから療法が発達いたしましても、取り去つてしまつた肺の機能が回復するはずございません。でございますから、そのように絶対回復できないといふものまでも含めて、症状が固定しないからやらないという考え方は、これはずはございません。でございますから、されたわけでございまして、一般障害であつて、所得がないから所得保障をしなければならないという社会保障の分類をされましたならば、そぞうことにはならない。わかつたものは、内科であつても外科であつてもこれをやるということになるべきだと思います。それに対しまして、固定をしないからといふことで政府案は逃げておられる。八田先生には社会党案についていろいろ御指摘いただきました。この点は非常にありがたいと存じますが、私はほんとうは、半年か一年の間には、それがなおるものであるか、なおらないものであるか、今の進歩した医療方法でははつきりと結論がついて、その場合に、当然固定して障害状態にある者は支給すべきだと考えておられます。ただし半年なり一年なりで結構の症状が回復する者は、これは事実上そのような単純では支給が困難だ。特に子供のひきつけであるとか、事実上一時精神異常になつたとか、それから一時けいんを起して手足が動かなくなつたけれども、病状を回復したといふ者は、實際上においてこれは支給できないでござりますから、八田先

生御指摘の、症状の固定しない者に支給することによる異常なる対象者の増加という点の大半は、実際上の問題で解決がつくのではないかと考えております。

○八田委員 私は受給権の発生時点の不明確ということは、社会党案としては直に認めなければならぬと思うのです。特に今白血病なんかの例をとられましたけれども、いろんな内科疾患を取り上げていけばたくさんになるんですよ。先ほど私が約三百万人とやつたのは、内輪に見ての数字なんですね。これはもちろん年令によって分けておるわけなんですが、たとえば二十才未満から五十五才以上の者について、これは特別年金を支給しなければならぬわけですね。そうしますと、社会党の方は四十五億円と計算されておりますけれども、四十五億円と計算されたのは、厚生年金の支給適用といふようなことからやられたのですが、厚生年金の方は医療給付を三年間というふうに切つてある、その上に障害年金を与えるのですから、そこにやつぱり三年の差があるわけですね。こういったところを計算していくと、この無算出分の人に対しても四十五億円ではまかならない切れないのでよ。それでいろんな計算をすると、百四十五億円が必要なのだ、整理資源に対しては六百九十億円くらい要る、こういうふうな大きな金額になってくるのです。それをあなたの方は四十五億円要る、非常に内輪に内輪に見られて、金額の点から見て非常な差があるのです。

方が約二百円、こうされておるのです。出された年金税法案といふもの、これに要する費用を計算いたしましたと、老齢年金だけの計算なんですね。障害と遺族の年金計算がないわけなんですね。金額計算からいきますと、これが抜けているのです。しかもこの百六十円と二百円の保険税の計算ですが、一体予定利率を幾らと計算されてのことなんですか。これは老齢年金だけについてのあなたの説明でありますと私は思うのですが、この場合を取り上げてみましても、百六十六円、二百円という予定利率を一体どれくらいに計算されたか。御参考までに申し上げますと、政府の方は五分五厘にやつております。

○八木一男君 お答えをいたします。
さつきの厚生年金の点で、最後におっしゃいましたことについても少し申し上げます。厚生年金の一級、二級、三級の分け方で分けたというわけでありまして、厚生年金勘定の資金で計算をしたわけではないのです。厚生年金の一級、二級、三級の金額で分けて、全国の身体障害者にそろい比率をかけて、さつき申しましたような計算でいたしましたので、厚生年金で医療給付をはずしたという条件は、この場合それに抵触しないことになると私どもは考えております。

その次に、何と申しますか百六十六円と二百円、年金の保険料の計算の点でございます。この点につきましては母子年金の方は、これは母子年金をもらうことによって——母子年金は基本的に半額であります。遺族年金をもう1場合には、遺族に対する基本的には半額でございますから、その場合にその

○八田委員 いろいろ質問したいところがたくさんあるのですけれども、時間の関係もあるからやめなければならぬのですが、今のは百六十六円と二百円の関係は、今の御説明にもあってたまうに、老人年金だけについての計算と私はお聞きしたのですが、ここで障害と遺族年金を加えるとこの保険税の額はこれの五割増しくらいになつてくるのです。正確にいふと、もつとふえてくるのです。その二つの年金の計算が除外されていますから、これを入ると、今の百六十六円から二百円といふ保険税額は、これの五割増しを見込んでいかなければならぬ。しかも問題なのは整理資源に対する何らの考慮がなかつたということを申上げたのですが、それとともにいわゆる高年令で給付を受ける場合に、こゝにいた場合の整理資源に対することとの計算がないということ、それからあなたの方で保険の減免税に関する条文を掲げておられるわけなんですが、この減免に基く費用ですね。いわゆる保険税の減免に伴う財政補てんと申しますが、これが全然調整法案にも出ていないんですね。ですから先ほど申し上げましたように、非常に低い零細な所得者から、政府は取り上げないよよりな階層に向ってきびしく取り上げるというようなことをやらせておる。そしたらしたことになって保険税の減税に伴う国の財政補てんをやる、これが全然調査法案を見ましてもないんですよ。

私がさつき申しまして、たゞ、老齢年金の半額である。遺族が出た場合には会計は黒になる。保険料は同じで取つておきましても、年金というものは生存した場合に支給する前ですから、不幸にして早く死んだ人が多い場合には会計が黒になる。かわりに遺族年金があるから黒になる。これは半額になりますけれども、その点では黒になるわけであります。その黒分がほかの方に補てんをされるというように、年金会計全体でなると考えております。減免の方は四十四億円という金が、これは明らかに出すということを申し上げておりますので、これは国家の政策として出することで、それで別に差しつかえがないと私どもは考えております。

○八田委員 五割増しというのは、前のこところで質問したように、障害給付の範囲が広過ぎるのだといったこと。それから遺族年金といった点から計算すると、当然五割増しの保険税額を見込んでいかなければならぬわけですね。しかもあなたの方の方の計算はこういうことなんですよ。保険税は二十才加入、全期間完全拠出といふ、こういった整理計算を基準にしてやつておられるのですね。だから整理資源とかあるいは高年令で入ってきた場合拠出額が少い。こういったものに対してもおもんばかりといふか、考慮が全然ないわけです。こういったところを計算して参りますと、非常に膨大な国庫負担といふものを考えていかなければならぬのですね。あなたの方では、将来的この国庫負担といふものについて、大体四千二百億円くらいになるんだ、これは経済の成長率から見て当然問題がないのだというようなことを言

二年には予算組みかえ案というのは出でこないんですね。予算大綱といふものをして示してられたわけです。何で予算大綱を示されたかというと、結局その当時、総評から公務員の給与ベースを二千円上げろといふような要求があつた。ところが、財源がないから、しようがないから、生産者米価の切り下げをやつてやろうということで、社会党内部に異論統出して、だいぶもめて、結局予算組みかえ案はやめようということです。予算大綱だけを出してこられた。これは作文といえば作文的なものです。三十三年もやはり予算大綱の作文的なものを出してこられたですね。数字は載つてないのですからね。予算には数字を載せてくるのが組みかえ案でしようが、組みかえ案が組めなくて、そうして数字の載つてない予算大綱を出された。ことしはどうかといふと、今申されたようなことはら、いろいろとどうしても財源が出てこないんですね。従つてこれは今度社会党は、予算大綱も出してこられないのですよ。ただ方針だけ示されておる。そこにやはりこういった点の問題点が結びついているんじゃないでしょうか。

であつて、そんなものは今考える必要はない、そういうことで御了承を得よ
うと思つて、非常におとなしく返事しておしましたけれども、整理資源なん
というものは、社会保障制度審議会の
学者があんなことを言い出したからは
やり言葉になつたもので、そんなものは
は絶対不可欠のものじやない。毎年必
要のものを出していけばいいのであつ
て、そんなものは問題ではないと私は
思ひます。

おとして、実質的に八万四千円に対する五割程度となるであろうと私は説明を申している。現在の状態だったら、それより少いわけです。

それから、八田先生が聰明なる方で、いろいろ突つかけられますから、今から申上げておきます。四千二百億円というのを申し上げましたことは、これは社会党がこんなに一生懸命にやつて、こんなに国民のために考えた案を、ただ理解の少い人を扇動して、理想案だ、理想案だということを保守党的諸君は言われる、また一部無理解な評論家も言われると、いろいろなことで、それをわかりやすく説明したにすぎません。四千二百億円という数字は、これは厚生省の統計で、いつたので、私が計算したら七千億円になります。厚生省の統計の資料は九十年を出しておる。百二十年、百三十年は出しておらない。それから老人の人間は減つてくるのですから、やや意識的にふえるところまでしか出していない。将来的年金制度というのは、三十五年で終るものじやございません。何百年の将来まで続かなければならぬ。その場合においてどうなるかと、いうことを、私は概念的に申し上げた。それで、人口は一億といいますけれども、今の人口趨勢であれば、八千万、七千万と減る傾向の人口カーブになつております。それまでに老人人口の比率は一時高くなるわけであります。一時高くなるけれども、それから老人の比率は減ります。総人口が減るにつれて老人人口の総数は減つくる。そのときに、フランスのように人口をふやしていかなければならぬといふ空気が出たら、今度は赤ん坊がたくさん生まれることになるかもしれません。

そうなると、今度は赤ん坊が生まれる比率はふえる。それからまた年金制度が永久に存する制度としてお考えいただきましたら、私どもは、人口は一億である。今の老人の比率はもっと少い比率でありますけれども、

〔田中（正）委員長代理退席、委員長着席〕

それがいろいろなものを入れて一割と見て一千万人である。それで八万四千に掛けて八千四百億円の年金が要る。その半分の国庫負担であるから、四千二百億円だということは、年金制度の全般を通じて正しい意見であると私は考えております。しかしながら、一時点においては、人口カーブがぐしやぐしゃになつてゐるから、それを上回る点がございます。そこでたとえば、野田卯一君との間ばかりで討論をしましましたときに、社会党の案は三十五年には一兆になるといふようなことを言わされました。そういうような計算をされたなら困ります。社会党の案は、八田先生のようにまじめに質問していただきますので詳しく御説明申し上げるチャンスがあるわけでございまして、たゞさえ私の説明が長過ぎるということです、そこまで説明ができきれなかつたわけでありますけれども、幸いに説明の機会を得させていただきましたことをお礼を申し上げたいと思いますが、そういうことで総体的に四千一百億円、一時点においてはそれをオーバーする。厚生省の資料によつてそういう計算でやりますと、私はその計算は正しいものと一応見てみますと、七千二百億円でござりますけれども、その半面の私が先ほど説明申し上げました——先ほど申し上げましたのでもう

一回申し上げなくてもよいと思ひます
が、四%の経済伸長としての計算だつ
たら財政が五兆六千億になり得る。と
ころが五%になつたら、これはたしか
さつきの計算——ちょっと忘れました
が、さつき申し上げた方が数字が正し
いのです。六%だつたら三十五年の時
点において十一兆になる。それからま
た五十年の時点においては六%として
二十五兆になる。そういうことであり
ます。そうなると、もし三十五年後の
一番苦しいときにおいて何がしかのこ
とが起りますても、五十年後に一番大
きな計算だつたら二十五兆、少い方の
計算でも十兆というような計算が出
る。そのように将来楽になることを見
越して、財政的に苦しいときにはたく
さんの積立金を運用して、一時一、三
年のピークをのがれることができるわ
けであります。それから将来五十年、
六十年、七十年たてば、国家財政の
方は莫大になるにかかわらず、年金
の方は八万四千円と限られている。
そのときになると、こんな小さいもの
はけしからんという世論がわき上る
でありますよう。そういうことで、
総体的に一番小さいと見て五兆六千
億。そこで厚生省の資料による私ど
もの計算によりますて、七千億にな
る。そんなものは問題じゃない。それ
から四%じゃなくて、五・五%で八兆
になった場合は、先生の言われるよう
に、一三%の率ではるかに少い。少い
点においておしかりをこうむるべき金
額であろうと思います。次に六%であ
ればさらに率は少くなる。それが一番
苦しいときであります。それから十五
年くらいたてば、それが三倍、四倍ぐ
らい少い比率になる。それどころじや
なく、一三%の七分の一、八分の一と

いう率になるわけでありまして、そんなことは問題ではない。特に金額が多いとか率が多いとかいうことは、最初申し上げましたように、国民の一部に支給されます場合には問題になりますしうが、全国民にあらゆる場合に支給される場合は、そんなことは問題でないに、もし国民が国民年金を理解したならば、今直ちに四千億の増税をして、それをやるべきだということになるだろうと思います。今の政府の施策がよくなくて、既存の年金制度に対する運営がよくないから、あるいは今までそういう制度を全国民に作らなかつたという現状において、こういった制度をとつたわけでございまますから、財政というような点に心配のないようにしていただきたいと思います。財政について心配するということは、財政にかこつけて社会保障制度を前進させないという考え方であると、私どもは考えておるわけであります。

○八田委員 それはあなた方の四千二百億円というのは、スライドもしない、貸金水準も上らないんだといふ前提からいくと、こういう計算が出てくるわけですね。それから、まあいろいろありますのが先ほど申しましたように、時間も来ましたし、国会職員の方にも非常に御迷惑ですから、これくらいにとどめますが、ただ、先ほどいろいろと申し上げましたように、事務上の問題について非常に疑問があるのです。これらについても、ほんとをいふといろいろ申し上げなければならぬし、さらにまた、たとえば避妊の問題を見ますと、第六十五条に「女子であつて配偶者届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。」のない条に「女子であつて配偶者届出をしておられまして、こういった遺族者を扶養している者をいう。以下同じ。」扶養している場合には、その扶養している者に母子年金を支給する。こういふうに書いておられまして、こういった遺族者は母子年金の受給者ですが、女子の扶養する児童について、親族関係といふものは全然問題にしておられないわけなんですけれども、この中には「政令で定める者」というふうに書いてあります。政令の内容がどういう内容を持つておられるかはつきりわからぬけれども、この中には、もちろん女子であつて扶養しておれば全部母子年金をやるのだといって、寡婦とか、離婚女子とか未婚女子が全部含まれるのでしようが、離婚という問題になりますと、これは相当私は擬装離婚といふものが起つてく

る場合も考えていかなければならぬと思うのです。こういったことは非常に問題点があろうと思うのですが、このつかみ方の問題点。それからさらにまたやられていつたところで、厚生年金とか被用者保険による年金受給者は、國民年金制度による給付と併給されるようになつてゐるわけです。ところが恩給とか特殊の被用者に関する制度による年金給付といふものは、國民年金制度から適用除外になつておりますね、こういふうにちゃんと差別待遇としてあるのですよ。こういうことはちょっと均衡を失しているんだといふふうに言つても差しつかえない私はずうのです。やはりこういった制度を立てる場合には、時間がありますから問題点だけ申さしていただき思ふから問題点だけ申さしていただき思ふうに申しますから、基本的にはこの金額を高めて、全部同じ状態で支給するのが当りますではないかと思います。でございますから、基本的にはこの金額を高めて、全部同じ状態で支給するのが当りますではないかと思ふります。今まで国家の至上命令で、御主人をなくされたといふ状態で、国家において結論として五万三千二百円と五千二百円はそのまま差し上げます。そういうものを作り上げることができます。そういう状態はわからぬではありませんし、これは既得権であります。この点から見て、五万三千二百円はそのまま差し上げます。そのほかの理由で御主人をなくされた方は三万五千円差し上げる。そこでそれを差別してはいけない。これはあまりに一方に厚遇する、全体的に不公平が起きる、そういうふうに考えます。この点供給をいたさないということにいたしたわけでございます。

○八木一男君 そのことに対する答弁だけ。今財政の点について、私は問題を明らかにするために非常に強調しました。困った人に厚みをかけるという問題は、当然生活保護法の改正にもつながる問題でございますから、社会党の特に八木さんは社会保障に御熱心な方ですから、お互いに勉強してやつていただきたいと思います。ありがとうございます。

○園田委員長 次会は明十八日午前十時より開会することとし、本日は、これまで散会いたします。

午後六時二十分散会

○八田委員 八木委員には長時間にわたり社会党案についていろいろお話をいただきまして、ありがとうございます。なおございました。厚く感謝申し上げます。なおこちらの問題につきましては、さらにつた互いに検討して参りたいと思います。困った人に厚みをかけるという問題は、当然生活保護法の改正にもつながる問題でございますから、社会党の特に八木さんは社会保障に御熱心な方ですから、お互いに勉強してやつていただきたいと思います。ありがとうございます。

○八木一男君 どうも今まで当然していませんから大体四万一千円ということがあります。この点を、聰明なる八田先生に御理解を願いたいと思います。

それから、今の女子の点でございまがやることになりますから、ここにおとり上げになつたときに、厚生大臣がりばな方法をとられると思ひますけれども、ともかく今まで扶養しておつた者ということになります。大体においてこれから後は被用者年金に入りますから、そうなりますと、逆選択で、やがる子供を自分が養つて、母子年金をとるということではなくて、今まで子供を愛して育てておつた人に、親族関係でない場合にもくるというのをとるといふことです。だから親族関係はもちろんで、そういうことで子供が年金のために悪用されないように配慮されておるわけでございます。実際的な手続も、もちろん厚生大臣がりばな政令を出されると、十分に配慮されるであろうと考えるわけでございます。

次に、併給の点については、さつきちょっとと聞き漏らしたのですが、生活保護法の併給と遺族扶助料の併給の点ではいかと思ひますが、生活保護の併給は、常々申しましたように、断じてこれをしなければ年金としての意味をなさないと思う。遺族扶助料の方でございますが、遺族扶助料は、たとえばお母さんで子供さんを持っておられる方は、今五万三千二百円ですか、この前聞きましらたらたしか五万三千二百円といふような年金をもらっておられるわけです。この年金によれば三万六千円です。基本と家族多子加算で少しました。